

東日本 大震災



復興の
実現

★いわき市 復興の あゆみ★

2015



いわきの
創生

いわき市

はじめに



ふるさといわきの復興と創生

いわき市長 清水 敏 男

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災から 5 年が経過します。

この間、本市においては、大地震や津波による被害への対応、原発事故に伴う風評被害などの困難を乗り越えるため、国内外からの温かいご支援を受けながら、市民の皆さまはじめ、関係各位が一丸となって、復旧・復興に取り組んでまいりました。

このような中、平成 27 年度は、市復興ビジョンに掲げる集中復興期間の最終年度であることから、市民の皆さまの生活再建を最優先としながら、鋭意復興事業に取り組み、防災集団移転促進事業における住宅団地の引き渡しが概ね完了し、災害公営住宅が本年 3 月までに全ての住宅が入居可能となり、宅地の引き渡しを順次進めている震災復興土地区画整理事業についても、平成 29 年 12 月までに完了見込となるなど、ハード面の基盤整備が着々と進んでおります。

また、県内初の国際首脳会議となった第 7 回太平洋・島サミットや 54 年ぶりの皇太子ご夫妻の行啓など、明るい出来事も数多くあり、本市の復興の大きな弾みになっているものと確信しております。

この『東日本大震災・いわき市復興のあゆみ 2015』は、平成 27 年における本市の様々な復興の状況をお知らせする冊子であり、限られた紙面ではありますが、皆さまのご理解の一助となれば幸いです。

平成 28 年は、本市にとって市制施行 50 周年の節目の年にあたります。

将来のまちづくりの指針となる新・市総合計画改定後期基本計画やいわき創生総合戦略に基づき、引き続き「ふるさといわきの力強い復興の実現」と「更なる 50 年に向けた魅力あふれるいわきの創生」に全力で取り組み、復興の総仕上げと地域創生へ力強く踏み出す年にしてまいります。

さらに、市制施行 50 周年のシンボルフレーズ「いわき ステキ 半世紀」のもと、「50 周年、50 の記念事業」と銘打ち、いわきサンシャイン博などの様々な記念事業を展開するとともに、本市を舞台に、我が国で初めて開催される第 1 回福島第一廃炉国際フォーラムや、第 3 回アンダー 15 野球ワールドカップなどを通して「明るく元気ないわきの発信」を進め、市民一人ひとりに更なる勇気や元気を宿す「心の復興」の火を灯し続けられるよう、ふるさといわきの力強い復興と創生の実現に向け、まい進してまいりますので、皆さまのなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

東日本大震災・
いわき市復興のあゆみ 2015

あいさつ -

Contents 目次

.....

- 1 東日本大震災の概況 1
- 2 いわき市復興のあゆみ (写真・年表)..... 2
- 3 市復興ビジョン～市復旧計画・市復興事業計画 6
- 4 早期復旧に向けて、全力で事業遂行 (復旧事業)
 - (1) 「市復旧計画」の進ちよく状況 7
 - (2) 県事業など、そのほかの進ちよく状況..... 7
- 5 震災前にも増して元気ないわき市を (市復興事業)
 - (1) 復興特区制度 9
- 6 復興へ向け、施策を展開 (復興事業計画の重点施策)
 - (1) 津波被災地域の復興に向けた土地利用... 10
 - (2) 災害公営住宅の整備など 16
 - (3) 心のケア 18
 - (4) 原子力災害対策 19
 - (5) 小名浜港周辺の一体的な整備・再生 26
 - (6) 再生可能エネルギーを核とした産業復興..... 27
 - (7) 既存地域産業の再生 28
 - (8) 企業誘致対策 31
 - (9) 被災他自治体との連携強化 32
- 7 大規模災害に備えて
 - (1) 原子力災害への備え 34
 - (2) 21世紀の森公園内に災害時拠点施設を整備 36
 - (3) 市新病院の建設で復興を後押し 36

.....

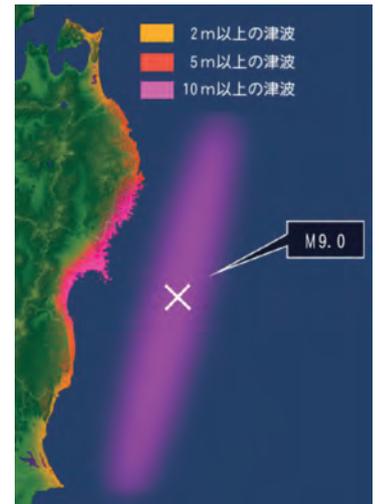


■写真「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2015」

1 東日本大震災の概況

【地震の概況】

- ★ 発生日時 平成23(2011)年3月11日(金)
午後2時46分頃
- ★ 震央場所 三陸沖(北緯38.1度、東経142.8度)
牡鹿半島の東約130km
- ★ 地震名 東北地方太平洋沖地震
- ★ 震源の深さ 約24km
- ★ マグニチュード 9.0
- ★ 震度(いわき市) 6弱
- ★ 最大津波高(いわき市)
8.57m(平豊間)
- ★ 震災名 東日本大震災

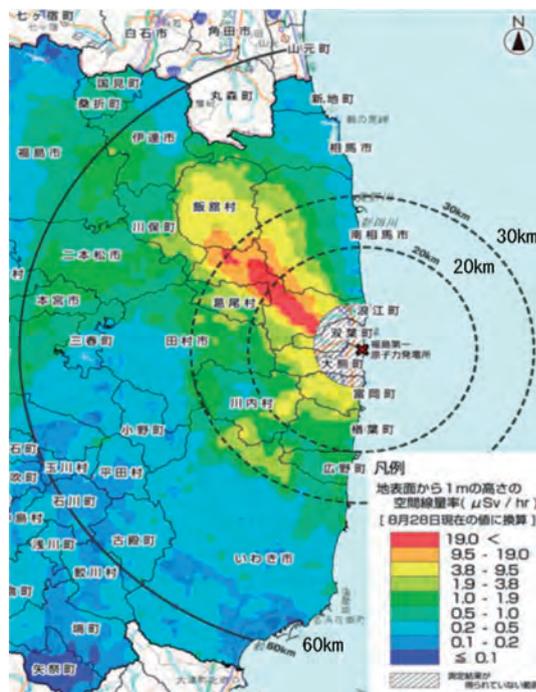


■図1-1 東北地方太平洋沖地震の震源地、地震発生地帯、津波到達点

【被害の状況】

平成28(2016)年1月8日現在

- ★ 人的被害
死者・行方不明者 461人
(うち関連死131人)
- ★ 住家等被害
9万1,180棟
(うち全壊・大規模半壊
1万7,155棟)
- ★ 被害額
373億3,221万円



■図1-2 福島第一原子力発電所事故に伴う文部科学省による航空機モニタリングの測定結果

- ★ 避難所の状況(3/11～8/20)
ピーク時(3/12) 1万9,813人(127避難所)
※3/11が最大と考えられるものの、把握できず
- ★ 避難者
市内から市外へ1,290人(平成27年〔2015〕12月1日現在)
市外から市内へ2万4,154人(平成27年〔2015〕12月1日現在)

2 いわき市復興のあゆみ(写真・年表)

【平成23(2011)年3月～平成27(2015)年12月】



1



2



3



4



5

平成23(2011)年

- | | | |
|-----|-----|---|
| 3月 | 11日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震〔午後2時46分、マグニチュード9.0、震度6弱〕)が発生^① ■ 「いわき市災害対策本部」を設置 ■ 市海岸部に大津波が襲来(午後3時40分前後)^② |
| | 12日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福島第一原子力発電所で水素爆発が発生(16日にかけて重大事故発生)^③ ■ 「支援物資集配センター」の開設を決定。市内避難所に対して、支援物資などを配送(～8月20日) |
| | 13日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市独自の判断で、久之浜・大久地区住民に自主避難を要請 ■ 市総合保健福祉センターで放射線スクリーニングを開始 |
| | 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市独自の判断で、小川および川前地区の一部住民に自主避難を要請 ■ 政府から、福島第一原子力発電所の半径20～30km圏内住民の屋内退避指示が発令(久之浜町、大久町、小川町、川前町の一部が対象区域に設定) |
| | 16日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市災害救援ボランティアセンター」を開設 |
| | 18日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦・40歳未満の方に、安定ヨウ素剤の配布を開始 |
| | 21日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 常磐自動車道いわき中央IC－水戸ICの一般車両通行止めが解除(物流が徐々に再開) |
| | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 政府から、福島第一原子力発電所の半径20～30km圏内住民の自主避難が促される |
| | 30日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭から出た災害ごみの受け入れを開始(～平24.3.31) |
| 4月 | 4日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市はごみ収集を全面再開 ■ 市はり災証明書の発行を開始(～平24.9.28) |
| | 6日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市は敷地内流出ガレキの撤去を開始(～7月末) |
| | 11日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市南西部を震源とする震度6弱(マグニチュード7.0)の地震が発生^④ |
| | 12日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外近隣地を震源とする震度6弱(マグニチュード6.4)の地震が発生 ■ 市は「がんばっぺ!いわき オール日本キャラバン」をこの日の東京都港区開催を皮切りに全国で展開 |
| | 16日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市は一時提供住宅(民間借上げ住宅など)提供を開始 |
| | 20日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 津波や地すべりの被災地区を除き、市内水道がほぼ復旧 |
| | 22日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福島第一原子力発電所の半径20～30km圏内住民の屋内退避指示が解除(市内全域が国で定める原発関連の規制区域外へ) |
| | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市は市内全小・中学校へパン・牛乳の提供を開始 |
| | 28日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ JR常磐線の特急列車いわき駅－上野駅の運転が再開 |
| 5月 | 2日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全小・中学校へパン・牛乳副食物による簡易給食の提供を開始 |
| 6月 | 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市東日本大震災復興本部」を設置 |
| 7月 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市独自に「市長が定める自主避難区域」を設定(川前町の一部) |
| 8月 | 12日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「原発避難者特例法」が施行され、いわき市ほか12町村が指定 |
| | 20日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内のすべての避難所が閉鎖 |
| 9月 | 30日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市復興ビジョン」を策定 |
| 10月 | 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 21世紀の森公園で「がんばっぺ!いわき大復興祭」を開催^⑤ |
| | 18日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市復旧計画」を策定 |
| 12月 | 21日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市除染実施計画」を策定 |
| | 26日 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「いわき市復興事業計画」(一次)を発表 |



6



7



8



9



10



11

平成24 (2012) 年

- 1月 1日 ■市は危機管理室および原子力災害対策課、保健所内に放射線健康管理センターをそれぞれ新設
- 2月 12日 ■「復興祈念 第3回いわきサンシャインマラソン」を開催
- 3月 11日 ■「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2012」を開催。市内各地においても追悼式などが開催⁶
- 5月 28日 ■市は内部被ばく検査に、ホールボディカウンターを導入⁷
- 6月 7日 ■復興特別区域法に基づく「市復興整備協議会」が設立
- 8月 28日 ■いわき市長が町外コミュニティについて双葉郡4町長と意見交換
- 10月 29日 ■災害公営住宅の建設に着手(常磐関船町で起工式)⁸
- 11月 7日 ■久之浜町で海岸災害復旧の合同起工式が開催
- 14日 ■小名浜港大剣埠頭コンテナターミナルのガントリークレーンが稼働再開
- 12月 19日 ■いわき市屋内遊び場「いわきっず もりもり」が「ほるる」内に、「同ふるふる」が南部アリーナにそれぞれ開設(平成25年3月には、海竜の里センターに「同るんるん」)
- 26日 ■「いわき市復興事業計画」(二次)を発表

平成25 (2013) 年

- 1月 9日 ■平北部学校給食共同調理場が再稼働(4月15日には四倉が再稼働)
- 2月 10日 ■「復興元年 第4回いわきサンシャインマラソン大会」を開催
- 3月 10日 ■「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2013」を開催。市内各地においても追悼式などが開催(~11日)
- 13日 ■「いわき市地域防災計画(原子力災害対策編・暫定版)および原子力災害避難計画(暫定版)」を策定
- 27日 ■久之浜町末続および同金ヶ沢の両地区で、防災集団移転促進事業に伴う移転先の合同起工式が開催⁹
- 29日 ■「いわき市除染実施計画」(改訂版)を策定
- 6月 10日 ■市内初となる防災集団移転促進事業による移転先引き渡し手続きが錦町須賀で開始
- 19日 ■小名浜港外貿定期コンテナ航路(韓国・中国)の寄港再開
- 7月 13日 ■福島洋上風力実証研究事業の開始式が小名浜港で開催
- 21日 ■「ふくしま復興祭」が21世紀の森公園で開催(~22日)
- 22日 ■2013年プロ野球オールスターゲーム第3戦がいわきグリーンスタジアムで開催
- 10月 22日 ■市災害公営住宅の受け付けを開始(~12月24日)
- 31日 ■全国初、震災ガレキを使用した夏井海岸(平下大越)の海岸堤防(高さ7.2m、延長920m)が完成
- 11月 11日 ■浮体式洋上風力発電所「ふくしま未来」および変電所「ふくしま絆」が実証研究事業として稼働、「いわき・ら・ら・ミュウ」で運転開始式を開催
- 24日 ■岩間・小浜地区合同で、市内初の市震災復興土地区画整理事業の安全祈願祭を挙(12/11=久之浜、12/15=豊間・薄磯、12/18=小名浜港背後地、においてそれぞれ挙)
- 30日 ■被災した市立集会所が完成(永崎など5地区で鍵引き渡し式)¹⁰

平成26 (2014) 年

- 1月 30日 ■四倉町下仁井田地区で市内初の農山漁村地域復興基盤総合整備事業が開始
- 2月 22日 ■塩屋崎灯台復旧完成記念式典が開催¹¹
- 3月 1日 ■市災害公営住宅「関船団地」の入居開始(常磐関船町で鍵引き渡し式)
- 4日 ■「いわき市復興事業計画」(三次)を発表



12



13



14



15



16



17

- 9日 ■「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2014」を開催。市内各地で追悼式などが開催(～11日)
- 4月 28日 ■市災害公営住宅「沼ノ内団地」の入居開始(鍵引き渡し式)
- 14日 ■市は「ほ場整備事業(復興基盤総合整備事業)」の「錦・関田地区」安全祈願祭と起工式を挙行
- 17日 ■市は東日本大震災による地滑りで常磐西郷町忠多団地に発令していた避難勧告を解除
- 5月 9日 ■いわき沖の試験操業で水揚げされた魚介類が原発事故後初めて築地市場に出荷
- 28日 ■カタールフレンド基金を活用し、市体験型経済教育施設「Elem(エルム)」を開設(平字堂根町)
- 6月 21日 ■被災者支援となる映画「超高速！参勤交代」が封切り(ブルーリボン賞作品賞)
- 27日 ■市災害公営住宅「四倉団地」の入居開始(鍵引き渡し式)
- 8月 7日 ■市は県、久之浜・大久地区復興対策協議会と協議してきた「久之浜・大久地区復興ランドデザイン」を発表
- 市復興祈願土俵入りを開催¹²
- 28日 ■ふくしま復興再生道路として事業を進める小名浜道路の中心杭設置式が、泉町黒須野地内で開催¹³
- 29日 ■市は市内各地で市総合防災訓練を実施。平地区では初の避難所運営訓練(～30日)¹⁴
- 9月 16日 ■市は小川地区で原子力災害に備えた図上訓練を実施(継続的に11月25日まで)
- 25日 ■市は久之浜・大久地区で原子力災害に備えた図上訓練を実施(継続的に11月17日まで)
- 10月 1日 ■「いわき市除染実施計画」(第3版)を発表
- 28日 ■市は最大規模の津波による浸水域を示した、市独自の津波ハザードマップを公表
- 11月 4日 ■「いわき市復興事業計画」(四次)を策定
- 12月 2日 ■市は市内産の米を使った学校給食を開始
- 17日 ■市防災集団移転促進事業による造成工事が、久之浜町末続、金ヶ沢で完了(12/25には江名字走出)
- 25日 ■市災害公営住宅「勿来四沢団地一号楼」の入居開始(勿来町で鍵引き渡し式)

平成27(2015)年

- 1月 6日 ■一般財団法人「チームスマイル」といわき市、いわき商工会議所の三者による基本協定締結式を挙行
- 9日 ■市災害公営住宅「勿来関田団地」の入居開始(鍵引き渡し式)
- 17日 ■市は農作物の魅力情報を発信する野菜大使「いわき野菜アンバサダー」認定セミナーを開催¹⁵
- 23日 ■福島臨海鉄道の新小名浜駅でコンテナ列車の出発式¹⁶
- 31日 ■久之浜・大久地区で市原子力防災実動訓練を実施
- 2月 12日 ■市といわき商工会議所、独立行政法人日本原子力研究開発機構による「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置およびいわき市における環境回復に向けた取り組みにかかる連携協議」の文書合意
- 23日 ■市災害公営住宅「久之浜東団地」の入居開始(久之浜町で鍵引き渡し式)
- 3月 1日 ■常磐自動車道が全線開通
- 8日 ■「3.11いわき追悼の祈りと復興の誓い 2015」を開催。市内各地においても追悼式などが開催(～11日)
- 14日 ■常磐線特急列車の品川駅乗り入れが開始
- 26日 ■小名浜港で新しい小名浜魚市場が供用を開始¹⁷
- 27日 ■岩間地区小原工区の土地区画整理事業が完成
- 4月 2日 ■地震と津波で半壊となった市立江名公民館と市江名市民サービスセンターの移転が完成¹⁸



18



19



20



21



23

- 9日 ■ 国道6号勿来バイパスが新規採択
- 14日 ■ いわき青年会議所と市社会福祉協議会が「災害時における協力に関する協定」を締結
- 5月 19日 ■ いわき新舞子ハイツヘルスプールが再開
- 18日 ■ 市は「海まち・とよま市民会議」と協働で「とよま地区復興未来計画」を策定
- 22日 ■ 「第7回太平洋・島サミット(いわき太平洋・島サミット2015)」がいわき市で開催¹⁹
- 30日 ■ 市の旅行クーポン券発行事業「幸せを運ぶIWAKIクーポンキャンペーン」を開始(～8月23日)
- 6月 2日 ■ 市は「市街化調整区域」の新運用基準に基づき、地区計画の「平上荒川住宅団地地区計画」を発表
- 22日 ■ 小名浜港で建設されていた出力7メガワットの風車「ふくしま新風」が竣工²⁰
- 7月 11日 ■ 市は市営南白土団地の敷地を住宅化するモデル事業を開始
- 17日 ■ 「チームスマイル・いわきPIT」が竣工
- 21日 ■ 市は「小浜行政区・岩間行政区」と協働で「小浜・岩間グランドデザイン」を策定
- 8月 24日 ■ 「幸せを運ぶIWAKIクーポンキャンペーン最大2万円割引！」を開始
- 9月 1日 ■ 市災害公営住宅「佐糠第一団地、第二団地」の入居開始(8/28に鍵引き渡し式)
- 1日 ■ 市内で初めて大熊町の間蔵施設へ汚染土壌等の輸送開始
- 24日 ■ 市は新潟市と「危機発生時における相互応援に関する協定」を締結²¹
- 10月 8日 ■ 皇太子ご夫妻が復興地を行啓し、市内の「とまとランドいわき」で生産者を激励²²
- 13日 ■ 市災害公営住宅「永崎団地」の入居開始(6日に鍵引き渡し式)
- 13日 ■ 市は県タクシー協会いわき支部と「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結
- 11月 13日 ■ 原子力防災訓練が川前地区で開始
- 1日 ■ 市災害公営住宅「北白土団地」の入居開始(10/27に鍵引き渡し式)
- 19日 ■ 津波で被災し、移転する豊間中の校舎改築起工式が挙行²³
- JR久ノ浜駅前から県道久之浜港線までの区域を景観形成重点地区に指定
- 26日 ■ 市災害公営住宅「下浅貝団地」の鍵引き渡し式
- 28日 ■ 全県で開催された広域避難計画に従い、小川町の住民ら135人が柳津町と三春町に避難訓練
- 30日 ■ 市は防災集団移転促進事業跡地「末続」「金ヶ沢」「走出」「錦町須賀」の4地区で企業誘致を進めると発表
- 12月 1日 ■ 市は東北電力(株)いわき営業所と高齢者等の見守りに関する協定を締結



22

【例言】

- 1 図、写真などの表示番号については、たとえば「1」の最初の図は、「図1-1」というように表記する。
- 2 年号については、各項目の初出の部分について和暦・西暦を表記し、その後は和暦のみを表記する。
- 3 本書に掲載している市撮影以外の写真については許可されたものであり、無断による転載を禁止する。
- 4 特段の記述がない場合は、平成27(2015)年12月末現在の状況とする。

3 市復興ビジョン～市復旧計画・市復興事業計画

市は、平成23(2011)年9月に震災復興に向けた基本方針や主要な施策などを示す「市復興ビジョン」を策定しました。さらにこのビジョンに取り組むにあたって、復旧までの作業工程を示した「市復旧計画」を同年10月に策定。また、復興に向けた具体的な取り組みを示した「市復興事業計画(一次=平成23年12月、二次=平成24(2012)年12月、三次=平成26(2014)年1月、四次=平成26年11月)」を策定しました。(図3-1)

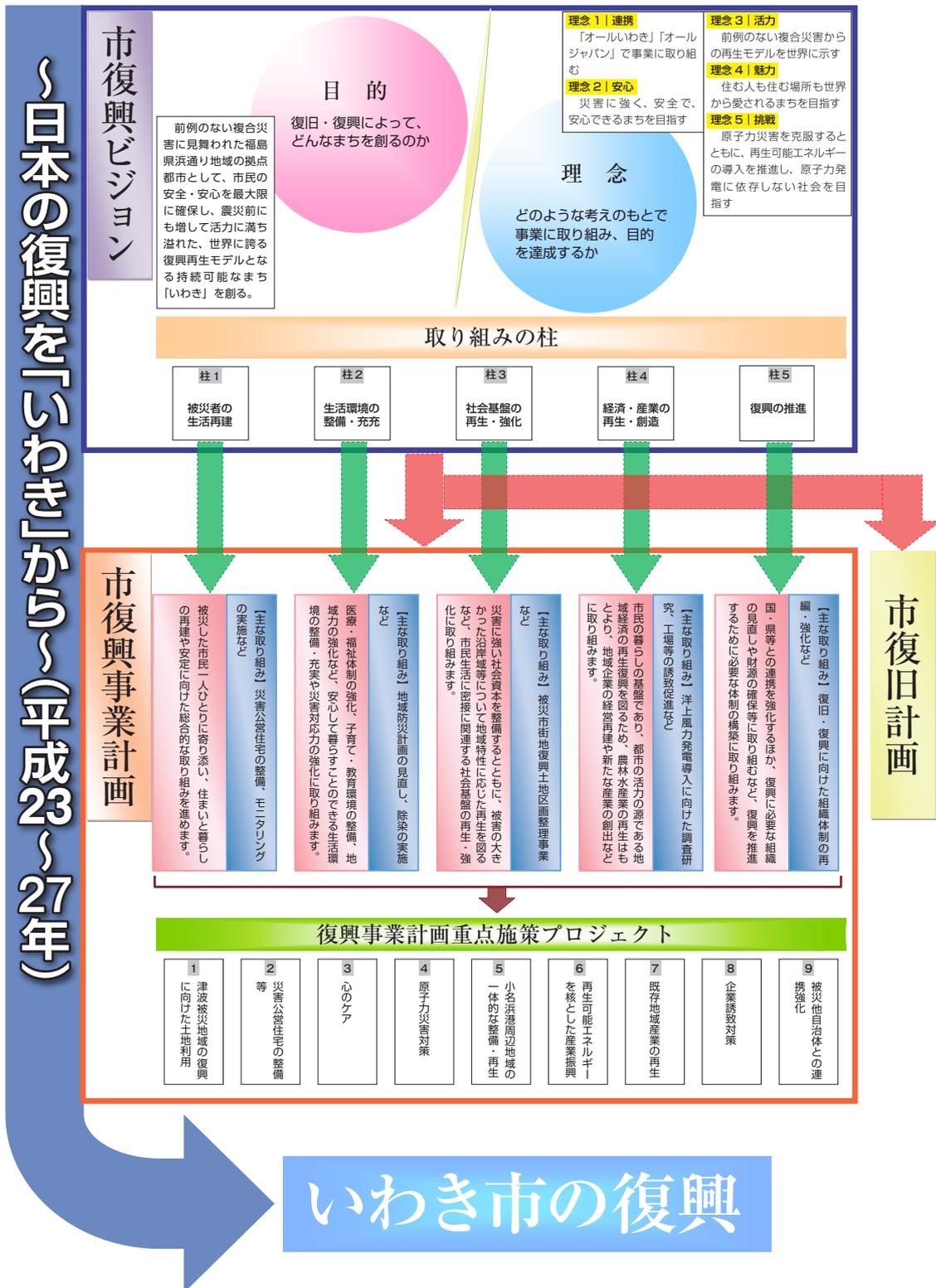


図3-1 市復興ビジョン、市復旧計画、市復興事業計画の体系図

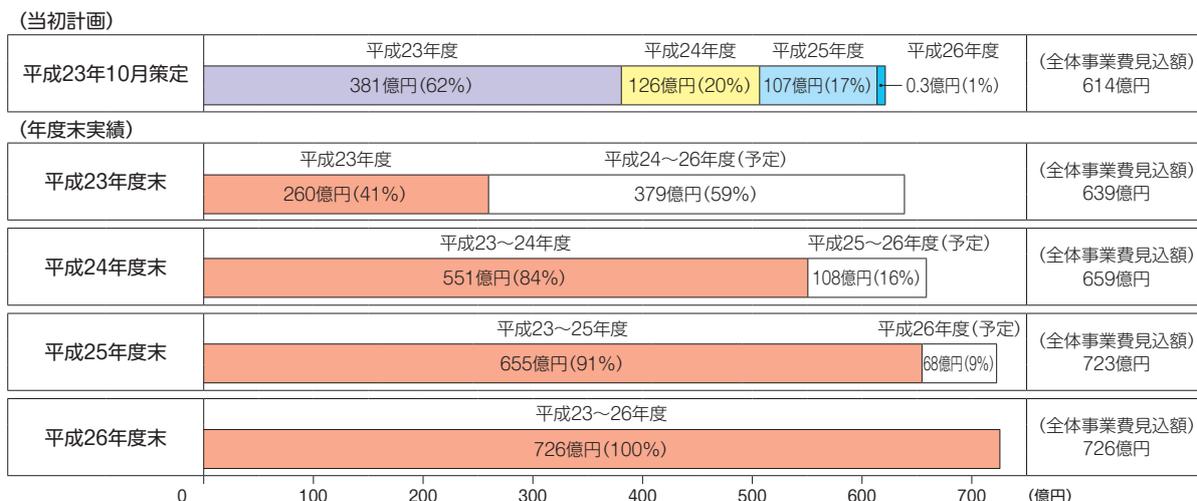
4 早期復旧に向けて、全力で事業遂行(復旧事業)

(1) 「市復旧計画」の進捗状況

事業費ベースで、平成26年度末に100%達成

「市復旧計画」のなかでは、東日本大震災において被災した市所管の公共施設や市道、上下水道などの社会基盤の復旧に関する工程表を示しており、策定以降、市は市民生活の安心と暮らしの再建に向け、ライフラインの復旧や生活に直結する施設の改修などに全力で取り組んできました。

この結果、契約事業費ベースでみると、平成26(2014)年度末での進捗率は100%であり、平成23(2011)年10月策定の「市復旧計画」で示した事業費見込額に対する進捗率100%を達成し、すべての工事の契約が完了しています。(図4-(1)-1)



■ 図4-(1)-1 「市復旧計画」における契約事業費の進捗率

【市施設などの被害、復旧状況】

■ 写真4-(1)-1 小名浜臨海工業団地の北緑地グラウンド仮置場(左：復旧前)



■ 写真4-(1)-2 同北緑地グラウンド(右：復旧後)



■ 写真4-(1)-3 山田町の岸ノ内・橋本線橋梁(左：復旧前)



■ 写真4-(1)-4 同岸ノ内・橋本線橋梁(右：復旧後)



(2) 県事業など、そのほかの進捗状況

① 一時提供住宅の提供

ア 応急仮設住宅の建設や民間住宅の借り上げ

市は住宅が損壊または被災した被災者が恒久的な住宅に移行するまでの間、応急仮設住宅を建設するとともに、雇用促進住宅や民間の借り上げ住宅を同様の一時提供住宅として扱うことにより、避難住民の

対応などを進めてきました。

この結果、一時提供住宅入居がピーク時〔平成24（2012）年4月2日調査〕では、3,221戸、8,984人を数えましたが、平成28（2016）年1月29日現在では、1,035戸、2,580人まで減少しました。

イ 応急仮設建築物復興特区の認定

市内には、津波被害を受けた後に、復興の推進に必要な仮設集会所や共同による仮設商業施設・事業所などが建設されており、これらを「建築基準法」に定める期間（最長2年3か月）を超えて存続させようと、福島県といわき市など県内市町村が共同して応急仮設建築物復興特区を申請し、平成25（2013）年7月に認定を受けました。平成26（2014）年6月、平成27（2015）年3月、11月および12月には変更認定を受けています。

この措置に伴い、本市では、久之浜仮設店舗・事務所、四倉町工業団地仮設事業所などが、被災建築物の建替えや復旧が完了するまでの間、存続することができるようになりました。

② 住宅団地被災や急傾斜地崩落などの復旧

大地震などによって、住宅団地の地すべり、急傾斜地の崩落および宅地擁壁の損壊などが発生し、安心して日々の生活を送れない状況が多数確認されました。

このため、住宅団地の地すべりは「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」により2団地（対策事業の対象面積約9.1ha）、急傾斜地の崩落は「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」により6箇所（19戸）並びに宅地擁壁の損壊は「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（特例）」により5箇所（13戸）の復旧工事を実施しました。

復旧工事は平成24（2012）年9月に着手し、平成26（2014）年5月にすべて完了しました。

③ ガレキ処理の進ちょく状況

東日本大震災に伴い、いわき市内で発生した「災害廃棄物等」の発生量は約93.6万tであり、このうち地震や津波で発生した「災害廃棄物」の発生量は約68.4万t、津波により発生した土砂などの「津波堆積物」の発生量は約25.2万tとなりました。これらは、市内19か所に設置された仮置場に集積して処理することとされ、市民の皆さんが仮置場へ直接搬入した災害廃棄物を含め、生活の場周辺で発生した「災害廃棄物等」については平成24（2012）年度末までにその集積が完了し、平成25（2013）年度末には、被災した家屋などを解体撤去した際に発生した災害廃棄物の集積が完了しました。

これら仮置場に集積した「災害廃棄物等」については、県と（一社）福島県産業廃棄物協会との災害協定に基づき、市は同協会いわき支部会員で構成する事業体へ委託するなどして処理を進めました。

平成26（2014）年度は被災船舶の処理や、津波堆積物を新たに整備される防災緑地などの資材（土砂）として活用するための選別処理や搬出作業を中心に処理を進め、処理が完了した仮置場については、整地などの原型復旧を行い、平成27（2015）年3月末までに、「災害廃棄物等」の処理事業がすべて完了しました。（写真4-（2）-5）

処理を進めるにあたっては、最終処分量をできるだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進め、発生した「災害廃棄物等」の約7割をリサイクルしました。（図4-（2）-1）



写真4-（2）-5 仮置場の状況（勿来市民運動場仮置場）

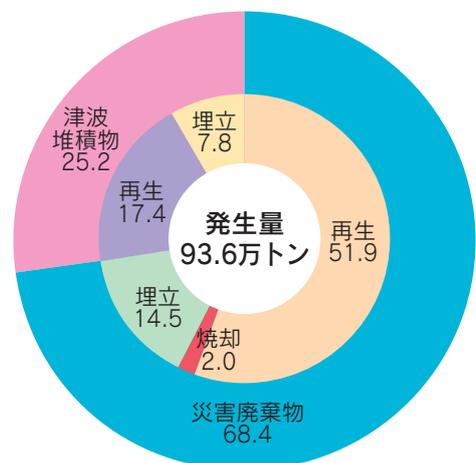


図4-（2）-1 「災害廃棄物等」の処理状況

5 震災前にも増して元気ないわき市を(市復興事業)

(1) 復興特区制度

① 国は早期復興を目指し、「東日本大震災復興特別区域法」を施行

市が復興事業を円滑に実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となります。

国においては、「東日本大震災復興基本法」〔平成23(2011)年6月公布・施行〕に基づき、同年12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行しました。次いで、平成24(2012)年2月には、「復興庁設置法」を施行して、同年2月10日に復興庁、その地方機関として福島復興局(本局=福島市)いわき支所をいわき地方合同庁舎に開設し、事業迅速化を図りました。

市は、国の特別区域(特区)制度を最大限に活用して、復興事業を着実に遂行することとしています。

② 復興特別区域(復興特区)制度の概要

復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」の規定に基づく「復興特区」制度があり、次の3区分で構成されています。

[1] 個別の規制・手続きの特例や税制・金融上の特例を受けるための「復興推進計画」(第4条)

[2] 土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例を受けるための「復興整備計画」(第46条)

[3] 財政上の特例である復興交付金の交付を受けるための「復興交付金事業計画」(第77条)

各計画については、国の指定を受けることなどにより、特例が適用されます。(表5-(1)-1)

■表5-(1)-1 復興特別区域(復興特区)制度の概要

| 構成区分 | 復興推進計画 | 復興整備計画 | 復興交付金事業計画 |
|----------------|---|--|---|
| 計画の内容 | 個別の規則、手続きの特例や税制上の特例措置を受けるための計画 | 土地利用再編に係る特例許可・手続きの特例措置を受けるための計画 | 復興地域づくりを支援する、交付金(復興交付金)事業に関する計画 |
| 特例の内容 | ○住宅、産業、まちづくりなど各分野にわたる規制、手続きの特例 ○雇用の創出などを支援する税制上の特例 など | ○事業に必要な許可の特例 ○手続きのワンストップ処理 ○新しいタイプの事業制度の活用 | ○40のハード補助事業の一括化 ○使途の緩やかな資金の確保 ○地方負担金の手当て ○執行の弾力化、手続きの簡素化 |
| いわき市における具体的な事業 | ○「ふくしま産業復興投資促進特区」による税制上の特例⇒P31 ○「サンシャイン観光推進特区」による税制上の特例⇒P31 など | ○「震災復興土地区画整理事業」(久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など)⇒P10~15 | ○「震災復興土地区画整理事業」(久之浜、平薄磯、同豊間、小浜町など)⇒P10~15 |
| 策定主体 | 県、市町村(単独または共同) | 市町村(単独または県と共同) | 市町村(単独または県と共同) |
| 手続き | 内閣総理大臣の認定 | (必要に応じて)公聴会などを経て、復興整備協議会における協議・同意⇒計画を公表 | 内閣総理大臣に提出 |

ア 復興推進計画

復興推進計画は、規制・手続きの緩和や税制上の特例によって復興を促進させるために設けられた特例で、規制緩和の面では、公営住宅の入居者要件や応急仮設建築物の存続期間の延長など、広範囲の分野で進めることが可能となります。税制や金融面では、課税免除等の税制優遇、利子補給などを受けることが可能となります。

市は、県や県内他市町村と共同で、あるいは市単独により、「ふくしま産業復興投資促進特区」、「サンシャイン観光推進特区」など15件(平成27(2015)年12月現在)の認定を受け、事業を展開しています。

イ 復興整備計画

国土交通省や農林水産省が所管する法律に基づく事業を行うに際して受けられる、土地利用の特例が内容となっています。

たとえば、これまで都市計画の土地利用に関しては、市-県-国という段階を経た手続きが必要でしたが、復興整備計画の場合では、市と県などが参加する協議会で協議し、国の関係機関の同意を経て公表された場合には、計画に必要な許認可（この場合、都市計画法の開発行為、農地法の農地転用許可など）があったものとみなされることになり、復興のスピード化が図られることとなります。

市は、平成24（2012）年6月、市長、国の関係機関の長、県知事などの構成による「いわき市復興整備協議会」を設置しており、この機関における協議を経て復興事業計画を策定し、沿岸部の被災地を中心として、防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業など、さまざまな土地利用に関する事業に取り組んでいます。

ウ 復興交付金事業計画

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業およびこれら事業に関連する効果促進事業が対象となっています。

市は着手可能な事業を事業計画として順次取りまとめ、平成23（2011）年度から平成27（2015）年10月までに第1～13次にわたり申請し、これまで防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業などが採択されました。採択事業は延べ294事業、交付対象事業費は約1,257億円、交付金額は約1,008億円に達しています。

当該交付金制度は、新たに「復興・創生期間」として、5年間の計画期間の延長がなされており、今後においても、市の早期復興を図るため、事業の進捗状況を見極めながら、本制度を最大限に活用することとしています。

6 復興へ向け、施策を展開（復興事業計画の重点施策）

市は「市復興事業計画」の重点施策として9項目を位置づけ、さまざまな事業に取り組んでいます。

（1）津波被災地域の復興に向けた土地利用

① 震災復興土地区画整理事業

広範かつ甚大な被害を受けた既成市街地を速やかに復興するとともに、防災性に優れた市街地を形成するため、背後の市街地および隣接する農地、山林などを含めた区域に、宅地や道路、公園、防災緑地などの公共施設を一体的に整備します。

対象区域は、久之浜、薄磯、豊間、小名浜港背後地、小浜、岩間の6か所です。（表6-(1)-1）

■表6-(1)-1 震災復興土地区画整理事業の概要

| 地区 | 整備内容 | 被災面積 | | 計画 | |
|---------|------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 浸水面積 (ha) | 全半壊 (戸) | 面積 (ha) | 区画 (区画) |
| 久之浜 | | 20.2 | 270 | 28.3 | 213 |
| 薄磯 | | 27.0 | 326 | 37.0 | 185 |
| 豊間 | | 57.4 | 689 | 55.9 | 349 |
| 小名浜港背後地 | | 76.7 | 568 | 12.2 | 17 |
| 小浜 | | 4.3 | 50 | 3.8 | 32 |
| 岩間 | | 11.6 | 188 | 12.5 | 59 |

② 防災集団移転促進事業

津波により相当数の建物が流出し、住民が住むには適当でないと認められる区域内の住宅については、防災集団移転促進事業により近隣の安全な場所に住宅団地を整備し、集団移転を図っています。

対象区域は、久之浜町末続、久之浜町金ヶ沢、江名走出、錦町須賀の4か所です。(表6-(1)-2、図6-(1)-1、2、11、16)

③ 津波被災地域における復興整備事業

ア 久之浜町末続

久之浜町末続地区においては、防災集団移転促進事業により造成した宅地の引き渡しが完了し、住宅の建築が進められています。

また、海岸堤防や末続川の堤防をかさ上げし、防災・減災機能を向上させるほか、移転跡地の利活用を図ります。(図6-(1)-1)

イ 久之浜町金ヶ沢

久之浜町金ヶ沢地区においては、防災集団移転促進事業により造成した宅地の引き渡しが完了し、住宅の建築が進められています。

また、海岸堤防をかさ上げし、防災・減災機能を向上させるほか、移転跡地の利活用を図ります。(図6-(1)-2、写真6-(1)-1)



■写真6-(1)-1 久之浜町金ヶ沢地区の移転先団地
〔平成28(2016)年1月 いわき市撮影〕

ウ 久之浜町久之浜

久之浜町久之浜においては、旧国道より海側の地区で、震災復興土地区画整理事業により地区幹線道路、地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、商業地や住宅地を適切に配置して良好な市街地環境の形成を図るとともに、緩やかな階段状の海岸堤防をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けます。(写真6-(1)-2)

また、久之浜・大久支所および久之浜公民館の機能を一体化・集約化した防災拠点施設（津波避難ビル）の整備を進めており、平成28(2016)年3月14日の供用開始となります。(写真6-(1)-3)

久之浜町久之浜字川田に建設していた災害公営住宅は、平成27(2015)年2月に完成しました。

■表6-(1)-2 防災集団移転促進事業の概要

| 地区 | 整備内容 | 移転促進区域 | | 住宅団地 | |
|-------|------|---------|--------|---------|--------|
| | | 面積 (ha) | 世帯 (戸) | 面積 (ha) | 世帯 (戸) |
| 末 続 | | 7.0 | 19 | 0.7 | 10 |
| 金 ヶ 沢 | | 3.5 | 13 | 0.6 | 10 |
| 江名字走出 | | 0.6 | 22 | 0.1 | 15 |
| 錦町須賀 | | 4.0 | 39 | 0.7 | 21 |



■図6-(1)-1 末続地区土地利用構想図



■図6-(1)-2 金ヶ沢地区土地利用構想図



■写真6-(1)-2 久之浜地区津波防災緑地
〔平成27(2015)年5月 いわき市撮影〕



■写真6-(1)-4 平薄磯地区の土地区画整理事業〔平成28(2016)年1月 いわき市撮影〕

被災した豊間中学校は、従来の校舎から約300m内陸側（豊間小学校西側）へ移転・整備します。（図6-(1)-7、8）

平薄磯字北ノ作には災害公営住宅の整備が完了しています。（図6-(1)-7、8）



■図6-(1)-8 平薄磯地区の復興イメージ図

ク 平豊間

平豊間地区においては、海岸防潮堤や河川堤防をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けるとともに、海岸道路を整備し、観光復興の向上を図ります。

住宅地などについては、震災復興土地区画整理事業により、高台や既成市街地を造成するほか、地区幹線道路や地区内道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。（写真6-(1)-5）

さらには住宅地や商業・業務地などをゾーニングにより、生活利便性や安全性の向上を図ります。平豊間字榎町には災害公営住宅の整備が完了しています。（図6-(1)-9、10）



■写真6-(1)-5 平豊間地区の土地区画整理事業〔平成28(2016)年1月 いわき市撮影〕



■図6-(1)-6 沼ノ内地区土地利用構想図



■図6-(1)-7 薄磯地区土地利用構想図



■図6-(1)-9 豊間地区土地利用構想図



■ 図6-(1)-14 小浜地区土地利用構想図



■ 図6-(1)-15 岩間地区土地利用構想図

セ 岩間地区

岩間地区においては、海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地（県事業）を設け、海岸道路を整備（県事業）します。後背地の旧市街については、2か所に分散するカタチで震災復興土地地区画整理事業を施行し、防災対策などによる地域の安全性向上を図りながら、良好な市街地の再生をめざします。

また、周辺の住環境に配慮しながら、利便性を踏まえた位置に産業・業務機能の誘導を図ります。

（表6-(1)-1、図6-(1)-15、写真6-(1)-6）



■ 写真6-(1)-6 岩間地区の復旧・復興状況

ソ 錦町須賀地区

錦町須賀地区においては、一部住民が防災集団移転促進事業により勿来第一土地地区画整理事業区域内（錦町ウツギサキ）への移転や跡地の利活用を図ります。

一部区域については、防災対策などにより市街地の安全性を向上させながら、基本的に現位置で復興をめざします。

（表6-(1)-2、図6-(1)-16）



■ 図6-(1)-16 錦町須賀地区土地利用構想図

④復興ランドデザイン策定・推進による津波被災地区のまちづくり

津波被災地区の再生を図るためには、住民と行政とが役割を分担しつつ復興への努力を共に続けていく必要があることから、市は、平成25(2013)年7月に沿岸域津波被災地復興プロジェクトチームを立ち上げ、①久之浜・大久地区②沼ノ内・薄磯・豊間地区③小浜・岩間地区の3地区において、住民との協働により地区の復興と将来に向けた新しいまちづくりの目標・方策を明らかにする「復興ランドデザイン」の策定に取り組んできました。

この結果、①久之浜・大久地区においては平成26年7月に、②沼ノ内・薄磯・豊間地区においては平成27(2015)年5月に、③小浜・岩間地区においては同年7月にそれぞれ「復興ランドデザイン」を策定しました。

今後は、引き続き沿岸域津波被災地復興プロジェクトチームを中心に、関係機関との情報共有や連絡調整に努めながら、



■ 写真6-(1)-7 小浜・岩間地区復興ランドデザインを発表〔平成27(2015)年8月4日いわき市撮影〕

津波被災地区の1日も早い復興と再生を図るため、地区と協働で計画の具現化に向けた取組みを進めます。(写真6-(1)-7、8)

⑤ 海岸の防潮堤

東日本大震災の津波被害を受けた海岸を対象に、国・県が主体となって延長約28kmの防潮堤を施工しています。

具体的には、防潮堤の高さを従来の高さから1～2.5mかさ上げし、T.P(注) + 7.2m(久之浜地区の一部はT.P + 8.7m)にするとともに、従来のものよりも厚みを持たせるほか、法面の補強や基礎を深くすることにより、引き波にも耐え得る「粘り強い」構造としています。

工事は平成24(2012)年11月に着工し、平成29(2017)年3月の完成をめざしています。(写真6-(1)-9)

(注)「T.P」とは、東京湾平均海面のことで、全国の標高の基準となる海水面の高さです。



■写真6-(1)-8 沼ノ内・薄磯・豊間地区復興グランドデザインを発表 [平成27(2015)年5月18日 いわき市撮影]



■写真6-(1)-9 豊間海岸の防潮堤 [平成27(2015)年8月 いわき市撮影]

(2) 災害公営住宅の整備など

① 災害公営住宅の整備事業

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅です。

市は、あらかじめ住宅需要や住宅建設地の適性などを検討し、市民向けの災害公営住宅の建設計画を進め、平成24(2012)年10月から一部建設に着手。平成27(2015)年度末までの完成をめざしており、すでに平成25(2013)年10月から同年12月まですべての団地を対象に一次募集を、平成26(2014)年5月から同年6月まで二次募集を、同年8月に三次募集を行い現在は毎月定期募集を行っています。(表6-(2)-1)

建設を進めている災害公営住宅への入居は、平成25年度内の常磐関船団地を皮切りに平成26年度から27年度にかけて、それぞれ可能となる予定です。(写真6-(2)-1、2)

被災者の入居に際して、現行法の「被災市街地復興特別措置法」では、収入要件を緩和する対象期間が災害発生日から3年間(平成26年3月10日)となっています。

これに対し、市は被災者が安心して暮らすことができる生活環境を整備するため、県および県内59市町村との共同により、被災者が公営住宅などに入居しようとする場合の入居資格要件の緩和を平成33(2021)年3月11日まで延長できるなどの「復興推進計画」を申請し、これが平成25年7月に認定されました。

② 津波被災住宅の再建を支援

市は津波被災地域の住宅再建を支援することにより住民の定着を促し、本格復興につなげるため、「市津波被災住宅再建事業補助金」を創設、平成25(2013)年8月から申請の受け付けをしています。

補助に当たっては、県市町村復興支援交付金を活用し、国が対象としている「全壊家屋」に加え、市独自の施策として「大規模半壊家屋」「半壊でやむを得ず解体した住宅」まで対象を広げ助成しています。



■写真6-(2)-1、2 災害公営住宅「市営永崎団地」および同団地における鍵の引き渡し式 [平成27(2015)年10月 いわき市撮影]

■表6-(2)-1 市内各地区における災害公営住宅の整備予定戸数(平成28年1月31日現在)

| 地区 | 団地名 | 所在 | 整備内容 | 整備予定戸数・戸 | うち戸建戸数(戸) | 入居開始 |
|-----------------|-------|-------------|------|----------|-----------|---|
| 平地区 (430戸) | 豊間 | 平豊間字榎町 | | 192 | (24) | 平成26年6月=集合6号棟 平成26年10月=集合1~5号棟、戸建て |
| | 薄磯 | 平薄磯字北ノ作 | | 103 | (18) | 平成26年6月=集合1号棟 平成26年10月=集合2号棟、戸建て |
| | 沼ノ内 | 平沼ノ内字西原 | | 40 | (0) | 平成26年4月 |
| | 作町東 | 平字作町二丁目 | | 45 | (0) | 平成26年8月 |
| | 北白土 | 平北白土字宮田 | | 50 | (0) | 平成27年11月 |
| 小名浜地区 (189戸) | 永崎 | 永崎字町田 | | 189 | (24) | 平成27年10月=集合1~5号棟、戸建て |
| 勿来地区 (237戸) | 佐糠第一 | 佐糠町東二丁目 | | 30 | (0) | 平成27年9月 |
| | 佐糠第二 | 佐糠町二丁目 | | 21 | (0) | 平成27年9月 |
| | 錦 | 錦町鶴ノ巣 | | 64 | (0) | 平成26年4月 |
| | 関田 | 勿来町関田飯ノ辺前 | | 72 | (0) | 平成27年1月 |
| | 四沢 | 勿来町四沢渋沼 | | 50 | (30) | 平成27年1月=集合 平成27年12月=戸建て |
| 常磐地区 (120戸) | 関船 | 常磐関船町古宿 | | 32 | (0) | 平成26年3月 |
| | 下浅貝 | 常磐湯本町下浅貝 | | 88 | (13) | 平成27年11月=戸建て 平成28年1月=集合1~3号棟 |
| 内郷地区 (250戸) | 内郷砂子田 | 内郷高坂町砂子田 | | 250 | (0) | 平成27年10月=第一工区修繕 平成28年3月予定=第二工区修繕 |
| 四倉地区 (151戸) | 四倉南 | 四倉町上仁井田字矢ノ田 | | 151 | (21) | 平成26年7月=集合1、2号棟 平成26年10月=集合3、4号棟、戸建て |
| 久之浜地区 (136戸) | 久之浜東 | 久之浜町久之浜字川田 | | 136 | (16) | 平成27年2月=集合1、2号棟 平成27年10月=戸建て |
| 合計 | | — | | 1,513 | (146) | — |

また、平成27年3月より、「宅地購入事業」の追加および対象要件を拡充しました。

事業期間は平成25年度から平成32(2020)年度までで、住宅および宅地購入のためのローンの利子、移転に伴う引っ越し費用、宅地かさ上げの工事費用の一部をそれぞれ補助します。(表6-(2)-2)

■表6-(2)-2 市津波被災住宅再建事業補助金の内容

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|--------------|--|------------|
| 住宅建設等再建事業 | 住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額 | 1戸当たり153万円 |
| 宅地購入事業 | 住宅用地の購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額 | 1戸当たり147万円 |
| 住宅移転事業 | 住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費 | 1戸当たり10万円 |
| 津波被災宅地防災対策事業 | 宅地の盛土によるかさ上げ工事に要した経費の2分の1(津波被災地内での再建のみ。自ら居住する家屋) | 1戸当たり119万円 |

平成27(2015)年8月現在、4事業・延べ約400件の申請があり、合計約2.7億円の補助を実施しています。

(3) 心のケア

① 保健師などにより一時提供住宅、災害公営住宅等の被災家庭を訪問し、健康支援

東日本大震災により家屋が被災して、一時提供住宅（民間アパートや応急仮設住宅）に避難している方々は、とすると長引く避難生活でストレスや身体の不調を抱えがちになっていることから、健康状態の悪化を防ぎ、心身ともに安定した生活が送れるように、市は保健師や看護師による被災者健康支援事業を行っています。

具体的には、家庭訪問や集会所などにおける健康相談・健康教室を通じ、健康状態や生活環境の確認、心身の健康に関する相談、助言、健康に関する情報提供などを行うもので、平成26（2014）年度は延べ720件の家庭訪問、91件の健康相談・健康教室を実施してきました。

平成27（2015）年度においては、社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける見守り支援と連携しながら、災害公営住宅などへの訪問も開始し、健康支援活動を継続していきます。

② 子ども元気復活交付金を活用した子どもの運動機会の確保

市は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度まで、国の福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）を活用した「市定住緊急支援事業計画」として、遊具の更新や地域の運動施設の整備に取り組んできました。

これは、原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていることから、子どもの運動機会を確保するための施設を整備することにより子育て世帯が安心して定住できるよう環境を整え、地域復興の促進につなげようと実施するもので、保育所・幼稚園・小学校・公園などの遊具更新、子育て支援の拠点施設、屋内プールの改築などの整備を盛り込んでいます。（表6-(3)-1、写真6-(3)-1）



写真6-(3)-1 植田町のいわき市子ども元気センター建設工事〔平成28（2016）年1月 いわき市撮影〕

表6-(3)-1 定住緊急支援事業の概要

| 事業名 | 事業内容 | 事業個所 | 事業概要 | 事業期間 |
|-----|-----------------------|-----------------|----------------------------------|-----------|
| 1 | 市立保育所遊具更新事業 | 24施設45基 | ブランコ・滑り台・鉄棒などの遊具の更新 | 平成25～27年度 |
| | 私立保育所遊具更新事業 | 23施設71基 | | |
| 2 | 市立幼稚園遊具更新事業 | 17施設34基 | | |
| | 私立幼稚園遊具更新事業 | 35施設79基 | | |
| 3 | 市立小学校遊具更新事業 | 44施設121基 | | |
| 4 | 公園等遊具更新事業 | 14施設46基 | | |
| 5 | 海竜の里センター遊具更新事業 | 1施設4基 | アスレチック遊具の更新 | 平成26年度 |
| 6 | スポーツ交流促進施設（多目的広場）整備事業 | 新舞子ハイツグラウンドの隣接地 | ソフトボールが同時に4面で実施できる多目的運動場及び駐車場の整備 | 平成25～27年度 |
| 7 | 屋内ヘルスプール施設改築事業 | 新舞子ハイツ | 既存の屋内ヘルスプールを改築し、リニューアル | 平成25～26年度 |
| 8 | 松ヶ岡公園整備事業 | 松ヶ岡公園 | 芝生広場や大型遊具などを配した遊具広場、散策園路などの整備 | 平成25～27年度 |
| 9 | なこそ子ども元気パーク整備事業 | 旧植田児童館跡地・後宿公園 | 屋内外運動施設や公園内遊具の整備と併せて子育て支援拠点を整備 | 平成25～27年度 |

③ 体験型経済教育施設「Elem(エリム)」がオープン

市は、平成26(2014)年5月に、体験型経済教育施設「Elem(エリム)」を、市文化センター近くの平字堂根町にオープンさせました。(写真6-(3)-2)

「Elem(エリム)」とは、アラビア語で「教育」を意味します。

同施設は、カタール国が東日本大震災の被災地復興プロジェクトに対して資金の援助を行う、「カタールフレンド基金」の支援を受けて開設した教育施設です。

子どもたちは、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と市教育委員会が協働で実施する体験型経済教育プログラムの「スチューデント・シティ(小学校5年生向け)」と「ファイナンス・パーク(中学校2年生向け)」を通じて、社会や仕事の仕組みを体験することができます。(写真6-(3)-3)

両プログラムとも、学校の教育課程に位置付けられた、正規の授業として実施します。

なお、平成26年度の利用実績は、次のとおりです。(表6-(3)-2)

■表6-(3)-2 体験型経済教育施設(エリム)の利用状況 (平成26年度)

| スチューデント・シティ (小学校5年生向け) | | ファイナンス・パーク (中学校2年生向け) | | そ の 他 | |
|---------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|------|
| 学校数 | 児童数 | 学校数 | 生徒数 | 利用回数 | 利用者数 |
| 69 | 3,137 | 41 | 3,128 | 11 | 564 |



■写真6-(3)-2 エリム外観 [いわき市撮影]



■写真6-(3)-3 スチューデント・シティで学ぶ児童たち(平第二小学校・中央台南小学校) [平成28(2016)年1月 いわき市撮影]

④ 子どもたちに安心して遊べる屋内施設を提供

市は原子力発電所事故の影響で外出を控え、屋外の遊びに不安を持つ保護者や子どもたちに安心してすごしてもらおうと、市内3か所に屋内遊び場を設置しており、大勢の子供たちに利用されています。

【設置場所】

- 北部地区 海竜の里センター内「いわきっず るんるん」
- 中部地区 石炭・化石館内「いわきっず もりもり」
- 南部地区 南部アリーナ内「いわきっず ふるふる」

(4) 原子力災害対策

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線被害に対しては、市は実施主体である福島県の方針に基づき、市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康に役立てていただくことを目的として、平成23(2011)年11月からこれまで、内部被ばく検査などを実施してきました。

① 放射線内部被ばく検査

ア 平成26年度までの検査結果

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査については、福島第一原子力発電所の事故当時、いわき市に住民登録があった方を対象として、順次、対象地区や対象年齢を拡大しながら実施してきました。

平成26(2014)年度末までに、9万7,139人が受検し、検出限界値(測定して検出できる最小値)を下回った方は9万6,038人と、全体の98.9%でした。(表6-(4)-1)

また、検出された1,101人(1.1%)の方も、預託実効線量(内部被ばくによる累積線量/成人は50年後、子供は70歳までを、それぞれ想定)は健康に影響がないとされている1ミリシーベルト未満でした。

■表6-(4)-1 年度別受検者数の推移

| 受検内容 年度 | 受検者数 | 預託実効線量 1mSv未満 | うち不検出 |
|------------|--------|------------------|---------------|
| | | | |
| 平成23年度 | 3,100 | 3,100(100%) | 2,754(88.8%) |
| 平成24年度 | 43,457 | 43,457(100%) | 42,870(98.6%) |
| 平成25年度 | 18,678 | 18,678(100%) | 18,546(99.3%) |
| 平成26年度 | 31,904 | 31,904(100%) | 31,868(99.9%) |
| 計 | 97,139 | 97,139(100%) | 96,038(98.9%) |

注) mSv = ミリシーベルト。

イ 平成27年度の検査状況

平成27(2015)年度についても、事故当時いわき市に住民登録のあった方、または、検査日時点においていわき市に住民登録のある方を対象に、引き続き検査を実施しており、12月末時点で、2,259人の方が受検しました(全員預託実効線量1ミリシーベルト未満)。

ウ 今後の健康管理について

これまでの検査結果では、健康に影響を与えたと考えられる値は確認されていません。しかし、原発事故により放出された「放射性セシウム137」が半減するまでには、30年の長い歳月を要し、食事等を通して摂取される可能性は今後も存続することから、検査を習慣化することが重要となります。

このため、検査は定期的に受けていただき、長期にわたる健康管理に役立てていただきますようお願いします。

なお、検査を希望される方は、内部被ばく検査予約専用電話(27-8562)にお申込みのうえ、検査を受けてください。



■写真6-(4)-1 ホールボディカウンターによる内部被ばく検査(いわき市撮影)

② 甲状腺の検査

ア 県民健康調査「甲状腺検査」

(ア) 先行検査(1回目の検査)の一次検査結果

県民健康調査「甲状腺検査」の一次検査の結果は、平成27(2015)年6月末現在、対象者6万2,293

■表6-(4)-2 先行検査(1回目の検査)の一次検査結果(平成27年6月末現在)

| 都市名 | 受診内容 | 対象者 | 受診者数 | 受診率 | 結果確定数 | 判定結果(上段人数/下段割合) | | | |
|-------|------|---------|---------|-------|---------|-----------------|---------|-------|-------|
| | | | | | | A1(注1) | A2(注2) | B(注3) | C(注4) |
| いわき市 | | 62,293 | 49,429 | 79.3% | 49,429 | 21,829 | 27,145 | 455 | 0 |
| | | | | | 100% | 44.2% | 54.9% | 0.9% | 0% |
| 福島県 | | 367,685 | 300,476 | 81.7% | 300,476 | 154,606 | 143,576 | 2,293 | 1 |
| | | | | | 100% | 51.5% | 47.8% | 0.8% | 0% |
| 福島県市外 | | 4,365 | 4,365 | 100% | 4,365 | 1,853 | 2,468 | 44 | 0 |
| | | | | | 100% | 42.5% | 56.5% | 1.0% | 0% |

注) A1判定 = 結節やのう胞を認めなかったもの。
 A2判定 = 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認めたもの。
 B判定 = 5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めたもの。
 C判定 = 甲状腺の状態などから判断し、直ちに二次検査を要するもの。

人のうち、受診者は4万9,429人で、受診率は79.3%となっています。

また、判定内容は、A1判定が2万1,829人(44.2%)、A2判定が2万7,145人(54.9%)、B判定が455人(0.9%)となっており、C判定については、該当者はいませんでした。(表6-(4)-2)

(イ) 先行検査(1回目の検査)の二次検査結果

二次検査の結果については、平成27(2015)年6月末現在、対象者455人のうち、受診者は422人で、受診率は92.7%となっています。

また、受診者のうち、「悪性」ないし「悪性疑い」と診断された方は24人で、一次検査受診者に対する割合は0.05%となっています。(表6-(4)-3)

■表6-(4)-3 先行検査(1回目の検査)の二次検査結果(平成27年6月末現在)

| 県市名 | 受診内容 | 二次検査対象者数 | 二次検査受診者 | 受診率 | 結果確定数 | | | | 悪性 ないし 悪性疑い | |
|------|------|----------|---------|-------|-------|------|-------|--------|-------------------|-------|
| | | | | | 次回検査 | | 通常診療等 | | | |
| | | | | | A1 | A2 | | 細胞診受診者 | | |
| いわき市 | | 455 | 422 | 92.7% | 412 | 23 | 130 | 259 | 92 | 24 |
| | | | | | 97.6% | 5.6% | 31.6% | 62.9% | 35.5% | 0.05% |
| 福島県 | | 2,294 | 2,108 | 91.9% | 2,056 | 122 | 578 | 1,356 | 537 | 112 |
| | | | | | 97.5% | 5.9% | 28.1% | 66.0% | 39.6% | 0.04% |

(ウ) 本格検査(2回目の検査)の実施について

平成27(2015)年5月以降、本市における2回目の甲状腺検査(本格検査)が実施されています。市内の小・中・高等学校に通われている方は各学校で、それ以外の方(未就学児・大学生・社会人等)については、市内の公共施設や協定を締結した県内および全国各地の検査実施機関で検査が実施されています。(表6-(4)-4)

■表6-(4)-4 本格検査(2回目の検査)の一次検査結果(平成27年9月末現在)

| 県市名 | 受診内容 | 対象者 | 受診者数 | 受診率 | 結果確定数 | 判定結果(上段人数/下段割合) | | | |
|------|------|---------|---------|-------|---------|-----------------|---------|-------|----|
| | | | | | | A1 | A2 | B | C |
| いわき市 | | 64,285 | 22,395 | 34.8% | 11,951 | 4,531 | 7,307 | 113 | 0 |
| | | | | | 53.4% | 37.9% | 61.1% | 0.9% | 0% |
| 福島県 | | 379,952 | 199,772 | 52.6% | 182,547 | 74,985 | 106,079 | 1,483 | 0 |
| | | | | | 91.4% | 41.1% | 58.1% | 0.8% | 0% |

(エ) 本格検査(2回目の検査)の二次検査結果

二次検査の結果については、平成27(2015)年9月末現在、対象者113人のうち、受診者は14人で、受診率は12.4%となっています。

また、受診者のうち、「悪性」ないし「悪性疑い」と診断された方は1人です。(表6-(4)-5)

■表6-(4)-5 本格検査(2回目の検査)の二次検査結果(平成27年9月末現在)

| 受診内容 県市名 | 二次検査 対象者数 | 二次検査 受診者 | 受診率 | 結果確定数 | | | | | 悪性 ないし 悪性疑い |
|-------------|--------------|-------------|-------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|
| | | | | 次回検査 | | 通常診療等 | | 細胞診 受診者 | |
| | | | | A1 | A2 | | | | |
| いわき市 | 113 | 14 | 12.4% | 3 21.4% | 0 0% | 1 33.3% | 2 66.7% | 2 100% | 1 0.00% |
| 福島県 | 1,483 | 1,023 | 69.0% | 879 85.9% | 32 3.6% | 210 23.9% | 637 72.5% | 124 19.5% | 39 0.02% |

イ 県民健康調査「基本調査」

原発事故から4か月間の外部被ばく線量を推計する県民健康調査「基本調査」については、平成27年(2015)年9月末現在、調査対象者34万8,226人に対し、回答数は8万7,829件で、回答率は25.2%となっています。

推計期間が4か月未満の方を除いた推計結果については、放射線業務従事経験者を除く7万2,768人のうち、99.1%にあたる7万2,105人の方が、実効線量1ミリシーベルト未満となっています。(表6-(4)-6)

■表6-(4)-6 県民健康調査「基本調査」の回答状況(平成27年9月末現在)

| 回答内容 県市名 | 対象者数 | 回答数 | 回答率 | 線量推 計済数 | 推計率 | 結果通 知済数 | 通知率 |
|-------------|-----------|---------|-------|------------|-------|------------|-------|
| いわき市 | 348,226 | 87,829 | 25.2% | 85,230 | 97.0% | 85,120 | 96.9% |
| 福島県 | 2,055,328 | 561,966 | 27.3% | 544,714 | 96.9% | 542,463 | 96.5% |

③ 食品などの放射性物質の検査

ア 食品

市内の公立および私立の保育所や幼稚園、学校におけるそれぞれの給食、市内で製造された加工食品や市内に流通する食品を対象とした放射性物質の検査については、平成24(2012)年から実施してきました。

その結果、平成24年度分の結果については、いずれも検出限界値未満(不検出)、あるいは基準値以下であり、いずれも健康に影響を与える数値ではないとされている1ミリシーベルトを大きく下回りました。

平成25(2013)年度分の結果については、加工食品の1件を除き、いずれも検出限界値未満(不検出)、または基準値以下でした。

加工食品で検出された基準値超過の1件については、販売前の段階で検査を実施したため、流通していません。

平成26(2014)年度の結果については、いずれも検出限界値未満(不検出)、または基準値以下でした。

平成27(2015)年4月1日から12月末日までの結果については、いずれも検出限界値未満(不検出)、または基準値以下でした。(表6-(4)-7)

イ 飲料用井戸水等

生活に欠くことのできない飲料水のうち、飲料用井戸水などについては、平成24(2012)年1月から検査を実施しており、平成27(2015)年12月末現在で、1,898件すべてが検出限界値未満(不検出)でした。

■表6-(4)-7 平成27年度における食品などの放射性物質検査結果(平成27年12月末日現在)

| 項目 事業名 | 検査内容 | 検体数 (件) | 検査結果 | | | 備考(検査結果の最大値と健康に影響を 与えるような数値ではないとされる1ミ リシーベルトとの比較) | |
|------------------|------|------------|-------------------|--------------|------------------|---|--|
| | | | 不検出 (件) | 基準値以 下(件) | 基準値超 過(件) | | 最大値 |
| 保育所給食 (食材検査) | | 2,466 | 2,459 (99.8%) | 6 (0.1%) | ※ 1 (0.1%) | 5.3ベクレル /kg | 基準値以下については、簡易検査で測定 下限値を超えて市独自基準値のセシウム 合算値20ベクレル/kg未満のもの。※基 準値超過の1件は、出荷制限対象品目 につき給食食材として使用せず。 |
| 保育所給食 (調理後検査) | | 576 | 569 (99.9%) | 7 (0.1%) | — | 0.58ベクレル /kg | 検出値が0.58ベクレル/kgの給食を毎 日、200g、1年間食べ続けた場合の例で 示すと、0.0004ミリシーベルト(3-7歳) |
| 学校給食 (食材検査) | | 11,386 | 11,377 (99.9%) | 9 (0.1%) | — | 10.8ベクレル /kg | 基準値以下については、簡易検査で10ベ クレル/kgを超えたものである。それ について詳細検査を実施した結果は、すべ て市独自基準値(セシウム合算値20ベ クレル/kg)未満でした。 |
| 学校給食 (調理後検査) | | 406 | 405 (99.8%) | 1 (0.2%) | — | 1.01ベクレル /kg | 検出値が1.01ベクレル/kgの給食を毎 日、750g、1年間食べ続けた場合で示す と、0.0027ミリシーベルト(8-11歳) |
| 加工食品 (流通食品検査) | | 360 | 352 (97.8%) | 8 (2.2%) | 0 (0%) | 8.0ベクレル /kg | Cs137の検出値が8.0ベクレル/kgの食 品を毎日10g、1年間食べ続けた場合で示 すと、0.00028ミリシーベルト(3-7歳) |

ウ プール水

市内の公立小・中学校および公立幼稚園のプール水については、検査の結果、検体数121施設(362件)中、2施設で放射性セシウム137がわずかに検出されましたが、いずれも基準値(水道水の管理目標値＝放射性セシウム10ベクレル/kg)以下で、福島県生活環境部原子力安全対策課放射線監視室からは、「プールを利用するうえで、問題となる数値ではない」と報告されています。

市内の公立および私立保育所や児童館のプール水については、平成27(2015)年6月から同年7月にかけて実施。検体数38施設のいずれも、昨年度に続き検出限界値未満(不検出)でした。

④ 安全確認のため、市内農産物や一次農産加工品をモニタリング検査

ア 基準値を超えた場合は、出荷制限へ

平成26(2014)年度いわき産農産物安全確認モニタリング検査では、市内農業者が出荷する農作物や一次農産加工品、合わせて6,447件を測定しました。(写真6-(4)-2)

この結果、基準値である1kgあたり100ベクレル以下であった検体が、全体の99.98%を占めました。同100ベクレルを超えたのは全体の0.02%、1検体で、出荷の自粛要請を行いました。

同じく平成27(2015)年4月から平成27年12月末の検査結果では、測定検体6,107件中、同100ベクレルを超えた検体はありませんでした。(図6-(4)-1)

農産物の出荷制限などについては、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が県に対して行っており、平成28年1月31日現在で野生キノコ、露地の原木ナメコ、野生タラノメなど7品目が出荷制限となっています。また、県が出荷の自粛要請した農産物は野生サンショウです。

出荷制限などの解除にあたっては、いずれも一定期間、市町村の複数箇所で検査結果のすべてが基準値以下となり、解除指示を受けることが必須となります。

検査品目やその検査結果、採取地などの情報について、市見せる課のホームページ「見せます!いわき情報局」で見ることができます。



■写真6-(4)-2 出荷農産物の検査
[いわき市撮影]

イ 検査体制

平成27（2015）年度もこれまで同様、いわき産農産物の透明性を高め、その信頼回復を図るため、引き続きJAと連携して検査（市内6か所）を実施し、消費者などに対して、安全・安心の判断材料の提供に努めています。

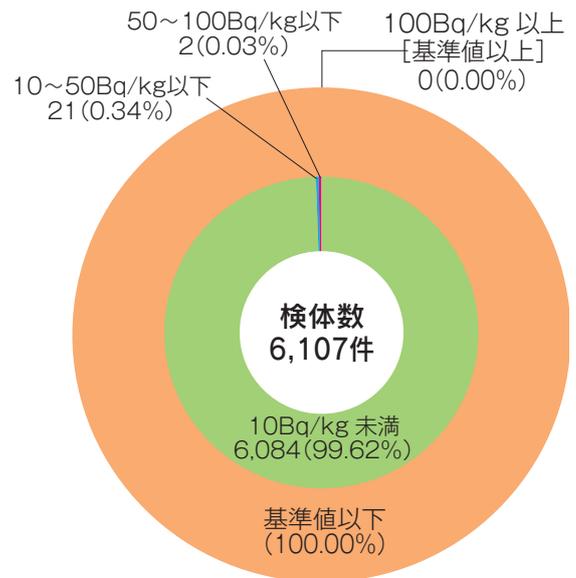
⑤ 自家消費用作物などの放射能簡易検査

ア 市内14か所の検査場所で測定

市は、出荷または販売などを目的としない自家消費用の作物などについて、平成26（2014）年度は市内14か所の検査場所にて、3,625件を測定しました。この結果、基準値である1kg当たり100ベクレル以下であった検体が、全体の87.5%を占めました。同100ベクレルを超えたのは全体の12.5%、452検体でした。基準値を超えた作物で多かったのは、シイタケ164件、イノシニク102件、タケノコ41件などでした。

なお、平成27（2015）年3月より、検体（食品）を細かく刻まなくても検体ができる非破壊式放射能測定装置を各検査所に導入し、利便性の向上を図りました。

4月から12月末の検査結果では、測定検体5,679件中、同100ベクレルを超えたのは全体の8.59%、488検体で、イノシニク93件、シイタケ66件、タケノコ31件などで検出されました。



■図6-(4)-1 平成27(2015)年度いわき産農作物安全確認モニタリング検査の結果

イ 検査体制

引き続き、市内14か所で自家消費用作物などの放射性物質検査を実施しており、検査結果などの情報について、市公式ホームページで公開しています。

⑥ 安全・安心へ向け、引き続き本格除染を実施

ア 市除染実施計画<第3版>に基づき、引き続き除染を実施

市は「放射性物質汚染対処特措法」の施行に伴い、平成25（2013）年3月に市除染実施計画<第2版>を策定し、比較的線量の高い川前、久之浜・大久、小川、四倉の北部4地区の住宅およびその周辺などについて、優先的に除染を実施してきました。（写真6-(4)-3）

こうしたなか、平成24年度から着手した北部4地区の住宅汚染が、仮置場の確保に困難を極め、全体的な工程計画に遅れが生じたことから、平成26（2014）年10月、実施期間について、平成28（2016）年度まで1年延長したほか、除染方法などの一部見直しなどを内容とする市除染実施計画<第3版>を策定し、引き続き、除染を実施していきます。



■写真6-(4)-3 住宅除染(平地区)
[平成28(2016)年1月 いわき市撮影]

イ 子どもの生活環境（保育・教育施設、都市公園）の進ちよく状況

(ア) 保育・教育施設は平成25年度までにすべて完了

平成23（2011）年度は、全施設の清掃・洗浄作業に加え、緊急的に園庭・校庭などの四隅および中央の5地点における放射線量の平均値が、毎時0.30マイクロシーベルト以上の施設を対象に、園庭・校庭の表土除去などを実施しました。

その後、平成24（2012）年度は、学校など敷地内の任意の5地点における放射線量の平均値が、毎時

0.23マイクロシーベルト以上となった施設について除染を実施し、平成25(2013)年度末までにすべて完了しました。

(イ) 都市公園は平成26年度までにすべて完了

平成23(2011)年度は都市公園のモニタリング調査を実施し、公園の放射線量が毎時1.00マイクロシーベルト以上の公園を対象に表土除去を行いました。その後、平成24(2012)年度には、公園内の任意の5地点における放射線量の平均値が、毎時0.23マイクロシーベルト以上となった四倉、久之浜・大久地区における10公園の除染を実施し、平成25(2013)年9月に完了しました。

また、平成25年度に改めて詳細なモニタリングを行い、対象とした142公園について除染を実施し、平成26(2014)年度中にすべて完了しました。

ウ 住宅除染の進ちょく状況

住宅の除染については、平成23(2011)年度に川前地区の特に線量が高い5軒を対象に除染の効果を検証し、知見を集めるため、他に先駆けて実施し、市除染実施計画に基づき、市内で比較的線量が高い、川前、久之浜・大久、小川、四倉の北部4地区から除染に着手しました。

住宅除染は1軒ごとに居住者や所有者との個別協議を行いながら進める必要があることや、除染の進ちょくに密接に関わる仮置場の確保に困難を極め、想定以上に時間を要したことから、進ちょくに遅れが生じましたが、川前、久之浜・大久、小川地区は仮置場を確保し、平成26(2014)年度内に四倉地区の仮置場が不足している一部を除き、北部4地区の住宅除染はすべて対応を終えています。

また、平、好間地区では、敷地内現場保管により平成26年2月から事前モニタリングに着手し、平成26(2014)年度から住宅の除染を実施しています。さらに、三和、内郷、遠野、田人の各地区では、平成27(2015)年2月から事前モニタリングに着手し、平成27年度から対象となる住宅の除染を実施しています。(図6-(4)-2)



■図6-(4)-2 住宅除染の実施状況

エ 除去土壌等の仮置場の状況

平成24(2012)年度から進めてきた北部4地区の除去土壌などの仮置場は、平成27(2015)年8月末時点で合計35か所となっています。(写真6-(4)-4)

なお、今後除染を実施する区域の仮置場が不足していることから、引き続きその確保に努めていきますが、当面、敷地内の現場保管によって除染を進めます。



■写真6-(4)-4 除去土壌などの仮置場

オ 子どもの遊び場除染を実施

除染実施区域内の保育施設、教育施設、公園などの「子どもの生活環境」の除染は、市除染実施計画に基づき、最優先に実施してきましたが、除染実施区域外にある子どもの生活環境(保育施設、教育施設など)においても、局所的に線量が高い、いわゆるホットスポットが存在する状況にあります。これらのホットスポットについても、放射線量の低減を図り子供たちが安心して遊べるように、福島県線量低減化支援事業補助金を活用して「子ども遊び場除染事業」を実施しています。

カ 今後の予定

今後の住宅除染は、平成28(2016)年度に小名浜・常磐・勿来地区の除染実施区域内の対象住宅を実施していく予定です。

また、道路除染については、平成26(2014)年に実施した久之浜・大久地区に続き、平成27(2015)年度からは、川前、小川地区を実施し、その他の地区についても順次実施していきます。(表6-(4)-8)

■表6-(4)-8 今後の除染予定

| 実施内容 場所 | 実施地区 | 実施予定 |
|------------|------------------------|-----------|
| 住宅除染 | 内郷、遠野、三和、田人 | 平成27年度 |
| | 小名浜、常磐、勿来 | 平成28年度 |
| 事業所 | 北部4地区、平、好間、内郷、遠野、三和、田人 | 平成27年度 |
| | 小名浜、常磐、勿来 | 平成28年度 |
| 道路 | 市道、国道、県道など | 平成26～28年度 |

注) 除染実施区域内に限ります。

(5) 小名浜港周辺の一体的な整備・再生

① 市復興のシンボルとしての位置づけ

東日本大震災により甚大な被害を受けたアクアマリンパークや漁港区、既成市街地をはじめとした小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生は、物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、さらには、市の復興のシンボルと位置づけ、国・県・民間事業者等と連携し、積極的に取り組むこととしています。

なお、この重点施策「小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生(プロジェクト)」は、重点施策「津波被災地域の復興に向けた土地利用(プロジェクト)」(14ページに記述)と関わりを持つものです。

② 小名浜港背後地に係る復興整備計画

小名浜港背後地においては、土地区画整理事業により都市計画道路平磐城線(通称鹿島街道)を臨港道路まで延伸するとともに、福島臨海鉄道貨物ターミナルを移転し、その移転跡地の土地利用については民間開発の導入を図ることとし、民間事業者公募に向けた広報・PR活動などを実施しながら、平成22(2010)年11月には「小名浜港背後地開発ビジョン」を策定しました。さらに東日本大震災後の平成23(2011)年11月～12月に公募を行い、開発事業協力者に選定したイオンモール(株)と平成24(2012)年1月31日に「開発事業協力者に関するパートナー基本協定」を締結しました。

その後、市と同社は協働で、地元まちづくり団体や各地域の商店会などと協議を重ね、平成26(2014)年4月には「開発事業計画」を策定するとともに、「開発事業の実施に関する基本協定」を締結し、正式な開発事業者に決定した同社は複合商業施設の建設に向けた具体的な手続きを進めています。(図6-(5)-1)

また、当該地周辺の基盤整備については、震災復興土地区画整理事業と併せて津波復興拠点整備事業などを活用し、民間施設と調整を図りながら、再度津波が発生した場合にお



■図6-(5)-1 小名浜港および背後地の復興イメージ図

■表6-(5)-1 主な基盤整備事業の概要

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 震災復興土地区画整理事業 | 鉄道貨物ターミナルの移転、都市計画道路や区画道路の整備、県庁舎の移転など |
| 津波復興拠点整備事業 | ペDESTリアンデッキや交通ターミナル、ポケットパークの整備、国庁舎の移転など |
| まちなか回遊性向上事業 | 港と既成市街地の動線整備(道路の一部拡幅、舗装の高質化、ポケットパークの整備など) |

いても、都市機能を維持するための拠点を整備するとともに、港と既成市街地の動線整備も進め、港と市街地の一体的なまちづくりの実現を図ります。(表6-(5)-1)

③ 小名浜魚市場の状況

新たな小名浜魚市場は福島県漁業協同組合連合会が事業主体となり、平成24(2012)年度から整備が進められ、平成27(2015)年3月26日に供用を開始しました。

この魚市場の特徴は、今までの開放型の施設から閉鎖型の施設への変更による市場内への人、鳥、車両の出入りを制限するなどの衛生管理の強化、水産物の鮮度を保持するための製氷・貯氷設備、水揚げされた水産物の放射性物質スクリーニング検査を行う検査室の設置、さらにはアクアマリンパークに隣接している立地条件を活かした水産物の入札風景の見学スペースの確保などです。(写真6-(5)-1)

魚市場への水揚量については、沿岸漁業が試験操業中であり、沖合漁業も震災前の水準までは戻っていない状況ですが、魚市場と併せて供用開始された凍結品荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設との一体的な運用により、生鮮並びに凍結品の水揚げに加え、冷凍・冷蔵施設における貯蔵や加工を通し、通年で安定的な流通体制が整ったことから、今後、本市への水揚量の増加が期待されています。



■写真6-(5)-1 新小名浜魚市場の竣工式
[平成27(2015)年3月26日 いわき市撮影]

(6) 再生可能エネルギーを核とした産業振興

① 浮体式洋上風力発電の実証研究事業

市は、継続的な雇用の確保や創出を図る観点から、太陽光、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギー関連を中心として産業振興を図ることとしています。

このうち、市は、国・県と連携しながら、福島県沖で進められている浮体式洋上風力発電(ウインドファーム)の実証研究事業を契機として、同発電に関する関連企業の誘致や関連産業の集積に取り組んでいます。

実証研究事業の具体的な内容としては、平成25(2013)年度から同27(2015)年度までの期間中、国内初の本格的な実証実験により、実用化に向けた基礎データの取得、安全・経済性などの検証、漁業との共生可能性の調査などを実施することとしています。

平成25年度事業として、浮体式洋上風力発電の風力施設「ふくしま未来」(2メガワット風車1基)を福島県沖合20km付近に設置。同年11月から実証実験事業として運転を開始しており、環境や漁業への影響を調査しています。(写真6-(6)-1)

また平成27(2015)年度においては、世界最大級の7メガワット級風力発電設備が小名浜港で組み立てられ、本県沖に設置され、9月から運転を開始しています。

実証研究事業終了後は、福島県沖に民間主導による本格的な風力発電市場を形成し、日本における風力発電の拠点化をめざすこととしており、地元漁業者の理解や小名浜港インフラ整備、経済性の確保という課題を克服することができれば、事業化に伴う関連産業の集積や新規雇用の創出を図ることができるものと期待されます。



■写真6-(6)-1 浮体式洋上風力発電施設が小名浜港藤原埠頭で建設[平成27(2015)年6月 いわき市撮影]

② 復興交付金事業で地域集会施設を整備

東日本大震災により改築を必要とする地域集会施設については、復興交付金事業の基幹事業である木質バイオマス施設など緊急整備事業を活用し、市立集会所として永崎集会所ほか8施設を整備しました。(写真6-(6)-2、表6-(6)-1)

なお、木質バイオマス施設など緊急整備事業の採択要件は、福島県産材を建物1㎡あたり、0.22㎡以上使用することとなっています。

また、岩間集会所ほか3施設については、復興交付金事業の市街地復興効果促進事業を活用した整備を計画しています



写真6-(6)-2 本町(四倉)集会所の鍵引き渡し式[平成26(2014)年8月 いわき市撮影]

表6-(6)-1 集会所の供用開始状況

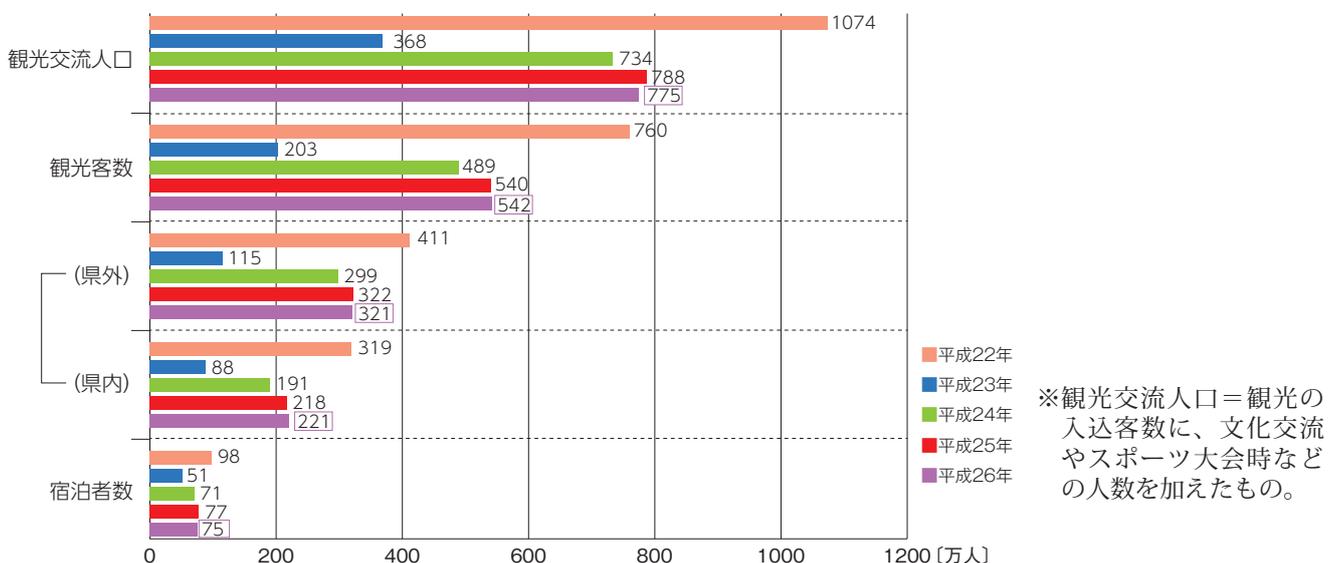
| 集会所名 | 供用開始時期 | 集会所名 | 供用開始時期 | 集会所名 | 供用開始時期 |
|--------|----------|------------|----------|----------|---------|
| 永崎 | 平25.12.1 | 後田 | 平26.3.1 | 金ヶ沢(久之浜) | 区画整理に併せ |
| 関田(勿来) | 平25.12.1 | 折戸 | 平26.7.14 | 豊間(平) | 区画整理に併せ |
| 四倉13区 | 平25.12.1 | 折松(遠野・上根本) | 平26.7.14 | 薄磯(平) | 区画整理に併せ |
| 金坂(内郷) | 平25.12.1 | 本町(四倉) | 平26.8.18 | | |
| 中好間 | 平25.12.1 | 岩間 | 区画整理に併せ | | |

(7) 既存地域産業の再生

① 回復基調であるものの、まだ厳しい観光業の再生

本市の観光交流人口については、東日本大震災前の平成22(2010)年には約1,074万人を数えました。平成23(2011)年は約368万人まで落ち込みました。平成26(2014)年には約775万人、市内観光の宿泊者についても、平成22年には約98万人で、昨年は約75万人と、いずれも、約7割程度の回復に留まるなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、海水浴場など自然由来の観光資源は一部再開できていないことから、施設によって回復の差が大きく、加えて、宿泊者のなかには復興に係る作業員も含まれており、地域全体としてみると、風評払拭、観光業の再生には至っていないのが現状です。(図6-(7)-1)



※観光交流人口＝観光の入込客数に、文化交流やスポーツ大会時などの人数を加えたもの。

図6-(7)-1 いわき市における観光客数などの推移

② 「いわき見える化プロジェクト」の取り組み

市は、農林水産業および観光業における原発事故に伴う風評の払拭を図るため、「いわき見える化プロジェクト」を展開し、農林水産業や観光業の従事者をはじめ、農協、漁協、(一社)いわき観光まちづくりビューローなどの関係機関・団体および、消費者の目線から本市産農産物の魅力を発信していただく「いわき野菜アンバサダー」の皆さんとも連携を図りながら、農林水産物や観光などのPRを行っています。

具体的には、さまざまな広報媒体を活用した本市産農林水産物や観光の情報発信、消費者を対象に本市の現状や取り組みを実際に見ていただくバスツアーの実施、メディア関係者を対象としたセミナーの開催、更には、「いわき野菜アンバサダー」からのお薦めする声の発信など。いずれも消費者自身に安全・安心を判断していただくための正しい情報、農林水産物や観光などの魅力といった、ありのままの「いわき」の“今”を情報発信しています。

震災後5年目の取り組みとしては、モニタリング検査をはじめ、風評払拭に向けた複合的な事業展開を継続しながら、地産地消の促進を図るため、市内の料理店などにおいて、本市産農作物を使用したオリジナルメニューを提供していただく「召ませ！いわき 至福の一皿」キャンペーンを開催し、さらに、「いわき野菜アンバサダー」も目標としていた1,000名を超えるなど、市民の皆さんとともに、本市産農産物のおいしさを広く発信しています。(写真6-(7)-1)



■写真6-(7)-1 「いわき野菜アンバサダー」1,000名達成
〔平成27(2015)年11月 いわき市撮影〕

また、本市の沿岸海域において、漁業再開にむけた第一歩として、平成25(2013)年10月に魚種と海域を限定した試験操業が開始されたことから、本市の水産物の安全性を知っていただくため、試験操業で漁獲された水産物のスクリーニング検査結果の公表を行っており、さらに平成27(2015)年10月からは、本市水産物のおいしさや魅力を効果的に発信するため、本市水産業の伝統、水揚げされる水産物とその加工品のおいしさ、きまじめな水産関係者を「常盤もの」として地域ブランド化し、消費者の認知度向上を目的としたプロモーション事業を開始するなど、風評の早期払拭と消費拡大を図っています。

③ 試験操業と漁業再開に向けた取り組み

本市の沿岸漁業においては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故発生以降、操業自粛を余儀なくされていますが、県などが実施しているモニタリング調査の結果を踏まえ、安全性が確認された魚種に限定し、平成25(2013)年10月18日から小規模な操業と販売を試験的にを行い、流通先の確保と出荷先での評価の調査などを目的とした試験操業が開始されました。

開始当初は、対象魚種16魚種、海域150m以深でしたが、県などの調査結果を踏まえ、徐々に対象魚種と海域を拡大しており、出荷先も市中央卸売市場を含む県内4市場から仙台、水戸に続き東京・築地市場などへと拡大しています。

平成27(2015)年7月には、キタムラサキウニの試験操業が震災後初めて行われ、「ウニの貝焼き」に加工し出荷されました。現在も、安全性を最優先に対象魚種や海域、出荷先を拡大しながら、本格的な漁業再開に向けて試験操業が進められています。(写真6-(7)-2)



■写真6-(7)-2 試験操業で水揚げされたキタムラサキウニを「ウニの貝焼き」に加工して出荷

④ 新たな観光誘客策を推進

ア 第7回太平洋・島サミットの開催

5月22日、23日の2日間、いわき市において、今回で7回目となる「太平洋・島サミット」が開催されました。(写真6-(7)-3)

このサミットは、国際社会において日本を支持してくれる重要なパートナーである太平洋の島国との関係強化と、島国の発展に共に取り組むため、3年に一度、日本に同国の首脳を招き、経済協力や環境問題などについて話し合う国際首脳会議であり、併せて、福島県内では初めての国際首脳会議の開催となりました。

サミットは、「福島いわきから太平洋への誓い 共に創る豊かな未来」というキャッチフレーズの下、日本、島国14か国、オーストラリア、ニュージーランドの17か国の首脳などが参加し、スパリゾートハワイアンズをメイン会場に開催されました。

開会式の基調演説のなかで、安倍総理は、本市での開催の意義について、「4年前、当地が災害に襲われた時、皆様が寄せてくださった厚意に感謝するためです。復興のため、被災地の人々が払ってきた懸命な努力を、皆様にぜひ見ていただきたいからでもあります」と述べ、「北西太平洋の島国・日本の、地震と津波、原発事故を耐え、力強く甦りつつあるいわきから、太平洋のすべての友人に、ひとつの誓いを送ります」と、復興への取り組みを強調しました。

2日間のサミットにあたり、市が主催した行事として、津波の被害が甚大であった「薄磯地区」の視察、並びに安倍総理夫妻およびパラオ大統領夫妻による献花が行われ、サミット会場付近の沿道においては、子ども達を中心に、参加国の国旗を記した手旗や横断幕を掲げて盛大に歓迎しました。(写真6-(7)-4、5)

また、各国首脳の配偶者を対象として、「金澤翔子美術館」における書道体験などを通して、日本文化にふれていただくとともに、藤原小学校を会場に、小中学生、更には市内高校生で組織した「いわき太平洋・島サミット2015応援隊」との交流の機会を設けるなど、心からのおもてなしに努めました。(写真6-(7)-6)

本サミットにより、「福島・いわき宣言ー共に創る豊かな未来ー」として、「いわき」の名が冠された宣言が採択されたことは、歴史的な出来事であるとともに、各国首脳をはじめ、多くの関係者の皆様に、本市の安全性や復興の姿を実際に見ていただいたことは、サミット開催の大きな成果であり、未曾有の災害を乗り越え、復興に向け力強く進む、「福島いわき」の姿を国内外に広く発信することができました。

イ 効果的な誘客策や首都圏情報発信など

市は平成24(2012)年度から、団体旅行をターゲットとして旅行エージェントのノウハウなどを活かした効果的な誘客に取り組む「旅行商品販売促進支援事業」および、個人手配旅行をターゲットとしてネットクーポンを活用した「宿泊旅行促進事業」を展開しており、平成26(2014)年度までの3年度で合計約10万人の観光客を誘致しました。



写真 6-(7)-3 サミット参加者を歓迎
(スパリゾートハワイアンズ)



写真 6-(7)-4 各国首脳を歓迎
(スパリゾートハワイアンズ)



写真 6-(7)-5 安倍総理夫妻・パラオ大統領夫妻が献花(薄磯)



写真 6-(7)-6 首脳夫人との交流
(藤原小学校)



写真6-(7)-7 ラッピングバスの出発式
[平成27(2015)年9月 いわき市撮影]

また、風評払拭とともに新生「いわき」の魅力を発信し、首都圏をはじめ全国からの誘客につなげるため、観光プロモーションを展開するなど、観光PRを積極的に行い観光交流人口の回復に努めています。

平成27（2015）年度についても、引き続き同様の事業を展開するとともに、常磐自動車道の全線開通を機に仙台圏からの誘客をめざし、仙台市交通局および宮城交通の路線バスにラッピングバスを導入し運行を行うなど、さらなる観光誘客の拡大を図っています。（写真6-(7)-7）

ウ 今後の取り組み

今後も、市は首都圏における観光PR、物産品などの販売を通じた観光誘客、大規模イベント（「いわきサンシャインマラソン」など）の開催、大規模会議や教育旅行の誘致、ふくしまディステーションキャンペーン（アフターDC）に向けた取り組み、また、平成28（2016）年度の市制施行50周年記念事業として、市内を一つの博覧会場に見立て、さまざまな観光資源を組み合わせる旅行者に提供する「いわきサンシャイン博」の開催など、市内観光関連事業者と連携し、さらなる観光誘客に取り組めます。

これら事業などのPRについて、IWAKI観光大使見習いに就任した「フラおじさん」などを活用し、効果的な情報発信に努めていきます。（写真6-(7)-8）



写真6-(7)-8 ふくしまディステーションキャンペーンのオープニング(湯本駅)
〔平成27(2015)年4月 いわき市撮影〕

(8) 企業誘致対策

① さまざまな復興特区制度を活用

本市の経済をさらに活性化させるため、市は企業誘致に積極的に取り組むとともに、復興特区制度を有効に活用して、税制上の優遇制度や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と企業の新たな立地を促す仕組みづくりに取り組むこととしています。

国の認定を受けた特区の内容は、次のとおりです。

- ア ふくしま医療関連産業復興特区（平成24（2012）年3月認定）一県単独申請・県内全域対象
- イ ふくしま産業復興投資促進特区（平成24年4月認定、平成25（2013）年8月、農林水産業について追加認定）一県と本市を含む県内59市町村の共同申請により、市内では420件（334事業者）が指定（平成27（2015）年12月31日現在）を受けています。
- ウ 県保健・医療・福祉復興促進特区（平成24年4月認定）一県単独申請・県内全域対象
- エ 県確定拠出年金復興特区（平成24年8月認定）一県と本市を含む県内59市町村の共同申請
- オ サンシャイン観光推進特区（平成24年11月認定）一本市単独申請。対象とする業種は8業種で、62事業者72件（平成27年12月31日現在）が指定を受けました。
- カ 復興特区支援利子補給金関係（平成25年2月・11月、平成26年6月・10月、平成27年1月認定）一本市単独申請

② ふくしま産業復興企業立地補助金

県の「ふくしま産業復興企業立地補助金」については、平成27（2015）年12月末日現在、市内で85件が採択を受けており、新規雇用者数は1,030人（計画地）となっています。

これら特区と補助金の優遇措置を併せて活用することにより、企業の新・増設を促し、被災された方などの雇用につながるものと期待されています。

(9) 被災他自治体との連携強化

① 原発避難者の受け入れと市外避難者への支援

ア 市が「原発避難者特例法」に基づく「指定市町村」へ

平成23(2011)年8月12日、「原発避難者特例法」が交付され、同日に施行されました。目的としては、
 [1] 市町村の区域外に避難している住民(避難住民)に対する適切な行政サービスの提供
 [2] 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持
 という二つの課題に対応する措置を定めたもので、双葉郡のほか、いわき市など県内13市町村が指定されました。これら市町村から住民票を異動せずに避難している住民を受け入れた場合は、避難者に対する一定の行政サービスについて、提供が義務づけられており、避難者は避難先自治体から行政サービスを受けることができます。

いわき市の場合、市民が関東圏を中心に市外へ避難している一方で、多くの避難者を受け入れる立場と呈しています。

イ 情報発信や交流会への職員派遣など、市外避難者への支援

市は平成23(2011)年12月、「原発避難者特例法」に基づき、「いわき市特定住所移転者に係る申出に関する条例」を制定し、市外への避難者に対して、一日も早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目的として、県事業「ふるさとふくしま帰還支援事業」を活用し、広報いわき、放射線量測定結果、除染の取組状況など、いわき市の情報を毎月郵送しているほか、避難先自治体や避難者支援団体などが開催する避難者交流会へ職員を派遣し、現在のいわき市の状況についての情報提供や、相談業務を実施しています。(写真6-(9)-1)

これら情報発信などのほか、本市の食品の検査体制、健康管理など安全安心に向けた取り組みの結果、住民票を異動せずに市外に避難しているいわき市民(原発避難者特例法の避難住民)は、平成24(2012)年3月31日には4,243人を数えましたが、その後は減少で推移し、平成28(2016)年1月1日には1,290人となりました。

避難先の内訳で見ると、関東地方が66.5%を占め、とりわけ東京都は関東地方の約50.5%、全体のなかでも約33.6%を占めています。(図6-(9)-1)



写真6-(9)-1 秋田県秋田市で開催された避難者交流会
 [平成27(2015)年9月 いわき市撮影]

② 双葉郡町村との共栄をめざして

ア 双葉郡の町出先機関がいわき市に設置

福島第一原子力発電所の事故により、法的に居住できない区域などを持つ双葉郡内の町村では、多くの住民がいわき市内に建設された応急仮設住宅や民間借上げ住宅に入居していることから、行政の出先機関が市内の各所に出張所や連絡事務所などを設けて町民などの便宜を図っています。

イ 応急仮設住宅から復興公営住宅へ

応急仮設住宅(建設主体=福島県)は、市内で津波被害を受けた沿岸地域に住む住民のためだけでなく、福島第一原子力発電所の事故によって、双葉郡からいわき市へ避難した多くの住民(広野町、楡葉町、大熊町、富岡町、双葉町、川内村の5町1村)のために、相次いで市内各所に建設されましたが、早期に避難者が安心して生活できる環境づくり

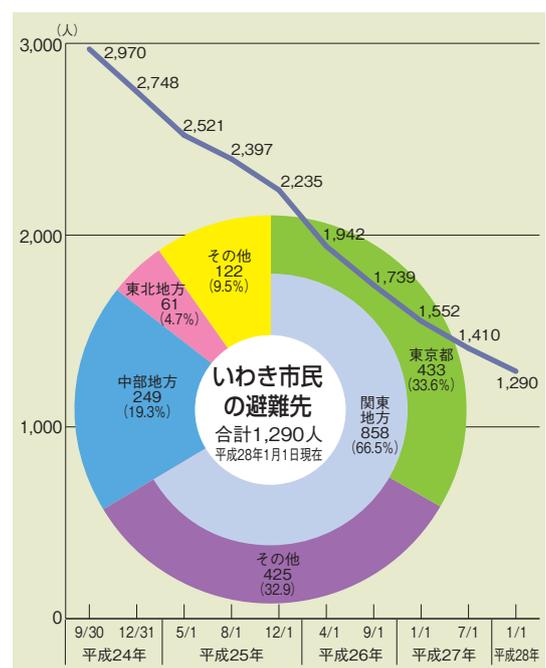


図6-(9)-1 いわき市民の市外避難者数と避難先

のため、市内17か所において、県営による復興公営住宅の整備が進められています。

平成28年1月1日までに、3か所（小名浜・永崎、常磐、平八幡小路の各地区）で入居が開始されており、残り14か所についても、すべて平成29年度内までの入居に向けて整備が進められています。（表6-(9)-1）

■表6-(9)-1 復興公営住宅の整備予定

〔平成28年1月1日現在〕

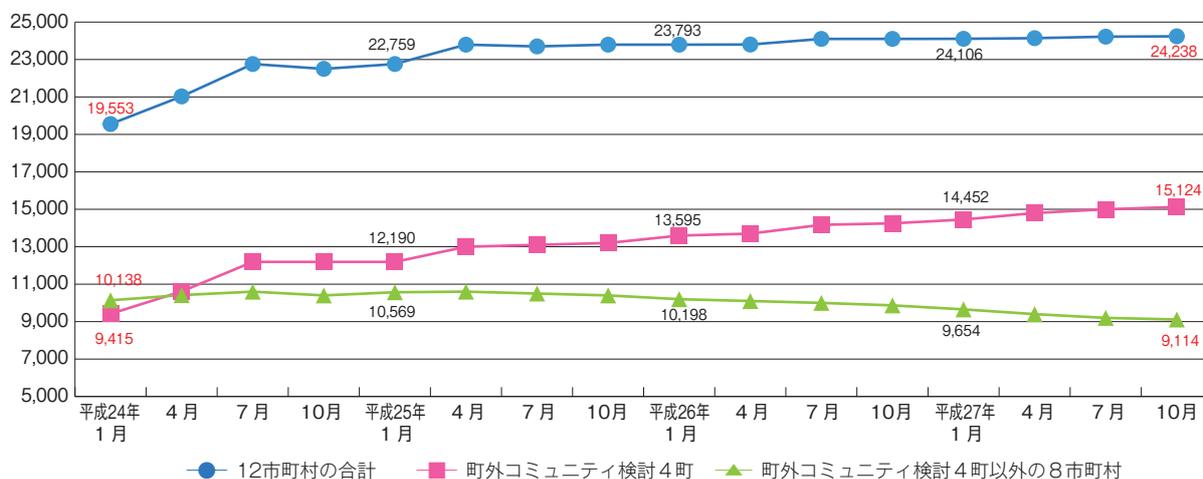
| 区分 地区 | 所在地 | 整備 主体 | 戸数 | 住居形態 | 割振り戸数 | | | | |
|----------|----------|----------|--------|-------|---------------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | | 富岡町 | 大熊町 | 双葉町 | 浪江町 | 4町共通 |
| 平 | 平八幡小路地区 | 県 | 12戸 | 集合住宅 | | | | | 12 |
| | 平赤井地区 | 県 | 80戸 | 集合住宅 | | 30 | | | 50 |
| 小名浜 | 小名浜・永崎地区 | 県 | 200戸 | 集合住宅 | 80 | 35 | 25 | 60 | |
| | 小名浜大原地区 | 県 | 54戸 | 集合住宅 | 12 | 42 | | | |
| | 泉町本谷地区 | 県 | 198戸 | 集合住宅 | 80 | 10 | | 108 | |
| | 鹿島町地区 | 県 | 50戸 | 集合住宅 | | 50 | | | |
| | 小名浜中原地区 | 県 | 125戸 | 集合住宅 | 42 | 28 | 11 | 32 | 12 |
| | 勿来 | 勿来酒井地区 | 県 | 188戸 | 木造戸建て 及び 集合住宅 | | | 178 | |
| 常磐 | 常磐地区 | 県 | 50戸 | 集合住宅 | | | | | 50 |
| | 常磐2地区 | 県 | 108戸 | 集合住宅 | 72 | | | 36 | |
| | 常磐関船町地区 | 県 | 27戸 | 集合住宅 | 27 | | | | |
| 内郷 | 内郷宮町地区 | 県 | 72戸 | 集合住宅 | | | | 72 | |
| 四倉 | 四倉地区 | 県 | 150戸 | 集合住宅 | 50 | | | 100 | |
| 小川 | 小川地区 | 県 | 53戸 | 木造2階建 | | | | | 53 |
| | 小川2地区 | 県 | 50戸 | 木造戸建て | | | | | 50 |
| | 小川3地区 | 県 | 30戸 | 木造戸建て | | | | | 30 |
| 好間 | 北好間中川原地区 | 県 | 321戸 | 集合住宅 | 130 | 160 | | 21 | 10 |
| 合 | 計 | — | 1,768戸 | — | 493 | 355 | 214 | 429 | 277 |

ウ 町外コミュニティの協議

居住を制限された双葉郡の町村などからは多くの住民が避難し、市内への避難者数（原発避難者特例法の避難住民数）は平成24（2012）年1月31日には2万人を超え、現在は約2万4,000人が居住しています。（図6-(9)-2）

このように、多くの避難者を受け入れていることから、市は国に対し避難者の受け入れ側としての特殊な状況を考慮するよう、要請しました。

このうち、財政支援については、避難者1人当たりの標準的な受け入れ経費として、標準的な行政経費を積み重ねた単価が年間約4万2,000円と算定され、避難者に応じて国からの特別交付税を得ること



■図6-(9)-2 受け入れ避難者数の推移

注) 1 避難住民＝住民票を異動していない避難者（原発避難者特例法上の用語）
2 12市町村＝原発避難者特例法の指定市町村（本市を含め13の市町村）
3 4町＝町外コミュニティを検討する4町（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）

となりました。

また、長期避難者などの生活拠点として整備する「町外コミュニティ」については、浪江、双葉、大熊、富岡の4町が「いわき市」を対象に希望しています。

具体的な町外コミュニティのあり方については、受入自治体の事情に応じた生活拠点の確保・整備について検討する「長期避難者等の生活拠点の検討のための個別協議」(国・県・避難元4町・本市)などにおいて協議を進めています。

エ 双葉郡8町村との連携

避難者の方々が、本市における避難生活を安心して続けていただくため、双葉郡8町村との連携を深めていくことが重要であることから、「いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会」を定期的を開催し、避難者の受入れに伴い発生した課題の解決に向け、国や県への合同要望等も実施しています。

平成27(2015)年12月22日に開催した意見交換会では、これまで要望してきた案件のうち、実現可能となった3事業の概要について報告し、今後の避難者の方々と市民の皆さんとの共生に向けた取り組みについて意見交換しました。(写真6-(9)-2)

避難者の方々と市民の皆さんの交流が図られ共生していけるよう、国や県に対して合同で要望を行い、実現可能となった3事業については、次のとおりです。



■写真6-(9)-2 第6回いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会〔平成27(2015)年12月 いわき市撮影〕

【コミュニティ交流広場整備事業】

鮫川河川敷公園にパークゴルフ場1コースを増設するほか、多目的広場や駐車場を整備。

【鹿島公民館交流施設整備事業】

鹿島公民館地内の多目的スペースを活用し、面積約240㎡の小体育館(講堂)を整備。

【北部清掃センター長寿命化事業】

避難者受入れなどにより、焼却ごみの発生量が減少しないことから、廃止予定としていた北部清掃センターの設備改良工事を行い、継続して使用。

7 大規模災害に備えて

(1) 原子力災害への備え

① 市地域防災計画(原子力災害対策編)の改訂と広域避難計画の策定

福島第一原子力発電所においては、溶け落ちた燃料を取出す廃炉作業が30年～40年続くと言われており、また、福島第二原子力発電所においては、本市および県が早急な廃炉を東京電力および国に求めています。敷地内から燃料を搬出するまでは時間がかかるとされています。このことから本市は、万が一の原子力災害に備え、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定しています。

本計画は、福島第一原子力発電所事故後、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ＝一般的に原発からおおむね30km)を有する市町村に策定が義務付けられたことから、平成25(2013)年3月には福島第二原子力発電所を対象とした暫定版を策定し、その後、平成26(2014)年3月には、福島第一原子力発電所も計画の対象に追加するとともに、地震・津波などとの複合災害時の対応や、大規模な災害を想定した市外避難を盛り込んだ内容に改訂しました。

平成27(2015)年においては、国の原子力災害対策指針において、これまで定めなかった福島第一原子力発電所に対する防護区域の範囲や、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の取扱いなどが示され、県の地域防災計画(原子力災害対策編)においても、その内容を踏まえた改訂を行ったことを受け、本市地域防災計画(原子力災害対策編)も平成28(2016)年3月下旬に改訂する予定であり、

放射性物質の放出後における避難などの防護措置の判断は、SPEEDIを活用せずに、緊急時モニタリングによる実測結果により実施することや、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域（PPA＝一般的に原発からおおむね50km）については、距離による防護措置を定めず、UPZ外の防護措置については災害の状況に応じ屋内退避などの防護措置を判断することを定めることとしています。

なお、市広域避難計画につきましては、県が定めている広域避難計画において、今後、具体的な避難先や受入れ体制の整備などについて、隣接県および県内市町村間の調整を行い改訂する予定であることから、市は、その改訂内容を踏まえ、東海第二発電所との同時被災を考慮した西方面への避難先や、降雪などの気象状況を考慮した南方面の二方向の避難先を定めた「市広域避難計画」を策定することとしています。

② 原子力防災訓練の実施

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、万が一の原子力災害を想定した原子力防災訓練を平成25（2013）年度から毎年実施しており、平成27（2015）年度は小川地区、四倉地区および川前地区において訓練を実施しました。

小川地区においては、平成27年7月から8月にかけて図上訓練を実施し、各地域における課題に対する解決策などを検討し、「地区原子力災害避難計画」を作成した後、平成27年11月28日に「情報伝達」と「避難誘導」を組み合わせた実動訓練を実施し、図上訓練において作成した「地区原子力災害避難計画」の実効性を確認するとともに、本市では初となる三春町および柳津町への広域避難を実施しました。

また、四倉地区および川前地区においては、同じく9月から平成28（2016）年2月にかけて、地域の課題の洗い出しを主眼とし、各地域における情報伝達や避難誘導などに関する課題の抽出、対応策の検討を行う図上訓練を実施しました。（写真7-(1)-1、7-(1)-2）

両地区ともに、地域における防災体制や関係者の役割などについて改めて見つめ直す機会となり、さらなる防災体制の強化を図る契機となりました。

平成28年度においては、四倉地区および川前地区における実動訓練に加え、新たに平地区の一部において図上訓練を実施することとしており、その後におきましても、図上訓練と実動訓練を組み合わせながら、実効性のある訓練を引き続き実施していきたいと考えています。



写真7-(1)-1 小川地区における実動訓練の様子〔平成27(2015)年11月 いわき市撮影〕



写真7-(1)-2 四倉地区における図上訓練の様子〔平成27(2015)年8月 いわき市撮影〕

③ 福島第一原発の汚染水問題をはじめとしたトラブルなどへの対応

廃炉作業におきましては、平成27（2015）年8月に3号機の使用済燃料取り出しのための大型ガレキ撤去作業が終了し、同年10月に1号機のガレキ撤去のための屋根カバー解体が終了しました。また、汚染水対策におきましては、汚染された地下水が海洋へ流れ出る前に汲み上げ、浄化した上で排出する、いわゆるサブドレン計画が平成27（2015）年9月に運用開始されるなど、それぞれに進展がみられました。

しかし、排水路から汚染した雨水が海洋へ流出したり、福島第一原発および第二原発において度重なる死亡事故が発生するなど、多くの市民の皆様が不安を抱く事象も発生しています。このことから、平成27年9月29日に開催された廃炉・



写真7-(1)-3 第9回廃炉・汚染水対策福島評議会〔平成27(2015)年9月 いわき市撮影〕



写真7-(1)-4 原子力規制委員会田中委員長との意見交換〔平成27(2015)年10月 いわき市撮影〕

汚染水対策福島評議会においては国および東京電力に対し、また、11月24日には東京電力(株)福島復興本社の石崎代表に対して、いずれも市長から、県内原発の廃炉に向けた取組みと確実な安全対策、風評被害の払拭や迅速で分かりやすい情報発信の実施などについて、申し入れを行いました。(写真7-(1)-3)

また、平成27年10月19日には、原子力規制委員会の田中委員長と意見交換を行い、東京電力の廃炉に向けた取組みをしっかりと監視するとともに、国の各省庁と連携して本市を含めた浜通り地域の復興に向けた取組みを実施するよう、依頼しました。(写真7-(1)-4)

(2) 21世紀の森公園内に災害時拠点施設を整備

① 広域的な防災拠点としての機能向上を

市は、21世紀の森公園内に、新たな救援物資の集積・分配機能を担う災害時拠点施設を整備し、平成28(2016)年度中の供用開始をめざします。

市では、物資の受け入れや保管、配分に円滑性を欠いた部分があった震災の教訓から、大量の支援物資を効率よく受け入れ、迅速に被災者に供給するための施設が必要とされてきました。同公園は東日本大震災時には避難所や自衛隊の宿营地として機能するなど、防災活動拠点として重要な役割を果たしてきました。また市の中央に位置し、国道6号、同49号に近接していることから、交通の利便性が高く、速やかに大量の物資を市内各所に分配できるなど、初期対応の強化が期待できます。(図7-(2)-1、写真7-(2)-1)

【施設の概要】

- 構造＝鉄骨・平屋造り
- 延べ床面積＝約50m×60m(3,000㎡)
- 床面＝人工芝張り

同施設の有効利用を図るため、平常時には、ゲートボールやフットサルなどができる多目的屋内運動場として活用する予定です。



■図7-(2)-1 21世紀の森公園災害時拠点施設外観イメージ図



■写真7-(2)-1 災害時拠点施設の建設工事(21世紀の森公園) [平成28(2016)年2月 いわき市撮影]

(3) 市新病院の建設で復興を後押し

① 平成30年12月の開院をめざし、新病院の建設を推進

市立総合磐城共立病院は、施設の老朽化への対応やこれまでの増改築により分散された施設配置の解消、さらには、東日本大震災の経験を踏まえた災害対応力の向上を図り、地域の中核病院として、良質な医療を将来にわたり安定的に提供していくため、新病院建設事業を推進しています。

平成26(2014)年2月には、施設整備の基本となる「市新病院基本設計」を作成し、同年9月には、公募型プロポーザルによる事業者選定結果を踏まえ、設計・施工一括発注(デザイン・ビルド)に係る事業契約を締結しました。

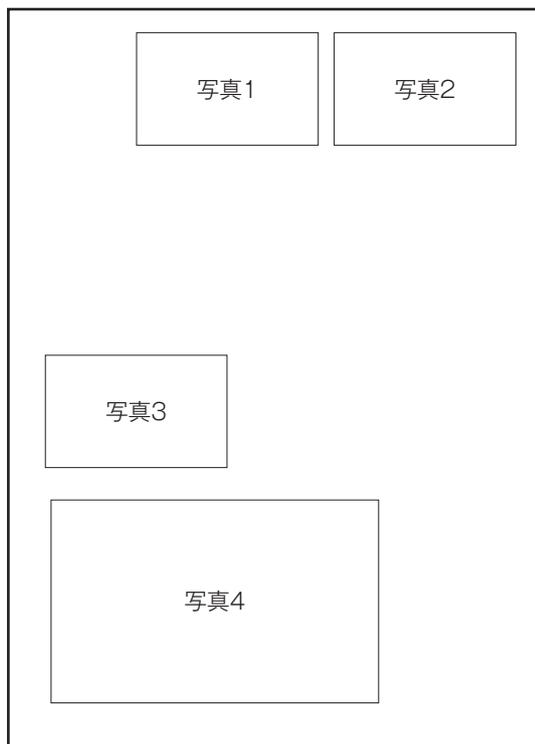
その後、一部既存施設の解体工事や造成工事を実施するとともに、建築実施設計の検討を行い、平成27(2015)年11月に、「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受けたことなどを踏まえ、更なる診療機能の充実を図ることとした「市新病院実施設計」を取りまとめたところであります。今後、本体建設工事に本格着手するなど、平成30(2018)年12月の新病院の開院、平成32(2020)年度末までのすべての事業完了をめざし、事業の着実な推進を図っていきます。(図7-(3)-1)



■図7-(3)-1 新病院完成イメージ図

表紙写真・図

- 写真1 災害公営住宅「市営永崎団地」と防災
集団移転住宅(江名字走出)
(平成27(2015)年10月 いわき市撮影)
- 写真2 久之浜防災緑地植樹祭
(平成27(2015)年4月 いわき市撮影)
- 写真3 いわきの魅力を発信する、野菜大使
「いわき野菜アンバサダー」が1,000
名に達成
(平成27年(2015)年11月30日 いわき市撮影)
- 写真4 いわき太平洋・島サミット2015に
各国首脳が参加
(スパリゾートハワイアンズ前)
(平成27(2015)年5月 いわき市撮影)



裏表紙写真・図

- 写真1 震災復興が進む平薄磯
(平成27(2015)年12月 いわき市撮影)
- 写真2 震災前の薄磯海水浴場と平薄磯
(昭和60(1985)年8月 いわき市撮影)
- 写真3 震災復興が進む岩間町
(平成28(2016)年1月 いわき市撮影)
- 写真4 震災前の岩間海岸と岩間町
(昭和32(1957)年 小宅幸一氏所蔵)
- 図 いわき市のシンボルマーク



《取材協力機関・団体、写真・資料提供者》(敬称略)

東京電力(株)



信 発 の き わ い

東日本大震災・いわき市復興のあゆみ 2015

平成28(2016)年3月11日発行



企画・編集 いわき市行政経営部ふるさと発信課

発 行 いわき市

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

TEL 0246-22-1111(代)

URL <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

